

ようなものもなるべく早くやらなければならぬというので、現在それを急いでおります。ただ、予算の関係からいたしまして、予備費からこういうものを出すよりは、やはり三十二年度予算に堂々とこれを要求いたしまして、三十二年度予算において本格的なものを建設した方がいいのではないかと、たまたま財務当局と折衝を続けておる次第でございます。従いまして、まだその具体的な計画というものは、まあその程度に進捗いたしております。規模をどうするか、今後の維持管理をどうするかというところまではまだ具体的にいつておりません。今お話のように、この無名戦没者の墓というものは、これは政府の行政措置のような、そんな単純なものでこれをやるべき性質のものではないとわれわれも考えております。これはやはりあくまでも国民の総意で、国民の熱情がこもってこの建設に当る、こういうような仕方が一番私はこの御慰霊に対しても適當ではないか、かように考えておる次第でございます。従いまして、一応政府側といたしましては、この経費を御負担いただきまして、規模であるとか、それからこの維持経営を今後どうするかというふうなところにつきましては、またあらためて適當な関係者の方々に御集まりを願ひまして、十分一つ論議を尽して、皆様の御意見を十分に尊重いたしました上で、一つ結論を得たならば、それが一番今後の維持運営につきましても最も適當ではないかと、かように考えておる次第でございます。

○山下義信君 たいだいまの御答弁に対しては、私も承わつて全く同感でございます。政府のお考えは、私にも存じます。そういうふうにお進めを願ひたいと思ひます。たいだいまの御答弁によりまして、この種の問題は行政措置等ではないかと、三十二年度予算に堂々と計上して、そして国会がそれを議決をして、そういうことで国民の総意をまとめていきたいと、こういう御方針、まことにけっこうだと思ひます。なお御説明の中に、今後とも十分論議を尽して各方面の意見を聴取して、そしてその方法、内容等につきましても成案を得てということでございますが、私率直に申し上げまして、この種の問題は論議をいたしておりますと切りはなないのでございまして、大体今日まで一応落ち着くべきところに大多数の意見が落ち着いておるのではないかと、大体の意見がまとまりかけているのではないかと、この感じがするのであります。あまりに船頭多くして船山に上ると申しますか、あまりに論議が多過ぎましても、これはまた過ぎたるは及ばずでございます。一つ適當なところに結論

をつけていただかなければならない。きょうは主管の厚生大臣には一応の厚生大臣としての最終的な御見解も承わつてもりでございますが、なお、私が伺いたいと思ひます。いま一点は、つまりこれは政府全体に対して伺うわけなんでしょうが、従いまして、予算も正式な編成計上をしていただくということになりますと、これはまあ私の一応の案でございますが、先般もある席で申し上げまして田中副官房長官にはお耳に入つたと思ひますが、場合によりましては、法律で設置法を立法いたしまして、まあ簡潔な法律でいいのじやないかと思ひますが、そして国会で議決するというのも私は考へべき一つの方策ではないかと考へるのでございしますが、ことに現在一般の国民に對しましては墓地埋葬等に関する法律がございまして、この墓地埋葬等に関する法律は一般的な規定になっておりまして、もし国が墓地を作つたときにはどうするかという私人と国との区別が現在の法律ではないのであります。従つて、場合によりましては、国が建設した墓地であつても、現行の墓地埋葬等に関する法律の制約を受けなきやならぬか、現行の法律上の疑義もありまして、どうして一つの立法措置によりまして堂々と国会で議決いたしますことも、これも一方法ではないかと考へます。政府におかれましては、その点をどういうふうにお考へになるでございましょうか。

○委員長(千葉信君) この際申し上げておきます。小林厚生大臣及び厚生省側より田邊引揚援護局長、文部省側より北岡調査局長並びに説明員として近藤宗務課長が出席されております。

○國務大臣(小林英三君) 無名戦没者の墓の管理につきまして、今、山下委員からして、これを法制化することについてはどうかという御質問でございますが、この問題につきましては、私どもといたしましては、ただいま検討中でございます。その上で十分一つ御決定して参りたいと思つております。

○山下義信君 田中副官房長官はどういうふうにお考へてございましょうか、この点は。

○政府委員(田中榮一君) たいだいまの件につきましては、厚生大臣からお答へがございました通り、やはり何らかはつきりした根拠に基いて、この建設をし、また維持管理していくということの方が、あるいは今後のこの墓に對する尊敬の念を払う意味から申しましても適當ではないかと、この点を考へまして、ただいま政府におきましても、この点から検討中でございますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○山下義信君 それでは、以下厚生大臣に具体的にお尋ねをい

たしておきたいと思ひます。

実は本日会期も迫りまして、しかも率直に申し上げますと、政局の変動も近日に迫つております。今日に、この問題をお尋ねいたしますことは、この無名戦没者の墓の建設は、現内閣、現政府の手で御決定に相なつて次の内閣に引き継がれるのであります。せつかく現政府の御努力下さつてここに御決定下さいたしましたことが、たとえ現閣僚の諸君が、あるいは御留任になる方があるといたしましても、次の新内閣が引き継ぎましたときに、いろいろ疑義があつてもいけませんので、この際いわゆる決定版を、一応の決定版の段階におけるまず疑義のない御意見を承わつておきます。この方が、問題を紛淆させないで建設を進捗する一助になるかと存じまして、貴重な時間をわづらわしまして御答弁を得たいと存ずる次第でございますので、できるだけ一つ御見解を明確にしておいていただきたい、かように考へる次第であります。

第一に伺いますことは、この墓におさめする遺骨の範囲でございます。これはあとでお尋ねいたしますが、結局無名戦没者の墓の性格に表裏一体をなすという問題になるわけでありまして、一応納骨の範囲はなすという範囲にするかというところの側から承わることにはいたしません。それで、われわれといたしまして承知いたしましたことは、現在、政府において保管中の、海外から収骨した、収集して帰りました八万有余戦士の御遺骨をまず埋葬しなくてはならぬ、これは当然のことでございますが、その他たとえば奉天の忠霊塔にありました遺骨、今日内地で保管しております三万七千柱の御遺骨がある、あるいは玉碎したサイパン、テナヤンその他各地の島民の遺骨、なお沖繩のひめゆり塔その他一応の埋葬はしてあります。これらの無名の遺骨、そういうような御遺骨はこの無名戦没者の墓に埋葬されますか。合祀されますか。その範囲はどこまで埋葬されるお考へてございましょうか。

○國務大臣(小林英三君) たいだいまのお尋ねに對しましては、御承知のように、昭和二十八年の十二月の十一日でございますが、閣議決定に基きまして大体かように決定をいたしましたのであります。閣議決定においてきまりましたものは、太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によつて収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことができないものの納骨等については、おおむね左により行うこととする。

一、遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、「無名戦没者の墓」（仮称、以下「墓」という。）を建立する。

二、「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものとする。

以上が閣議決定に基くものでございますが、いよいよこの墓の、無名戦没者の墓地の位置を決定いたしましたして、いろいろ関係者各位の意見では、そのほかにも戦争によって戦没せられた人の遺骨も納めたらどうかというような御意見もあるものでありまして、この点につきましては、十分に関係方面の意見も徴しまして最後の決定をいたしたいと存じております。

○山下義信君 今の御答弁では、総括的な御趣旨はわかりますのでありますが、具体的に今お尋ねしております奉天の忠霊塔の御遺骨は、これは合祀されますか。それから玉砕した島民の——これは軍人、軍属ではございませんけれども、それらの島々の島民のいわゆる無名の遺骨、沖繩の島民の無名の遺骨というようなものも合祀されますか。どういう考えですか。

○国務大臣（小林英三君） 一応この専門の事務当局に答弁をいたさせていただきます。

○政府委員（田邊繁雄君） 現在政府において保管中の遺骨のうち氏名の不明なものは約八万一千体ございます。その中で、満州、朝鮮関係が三万七千でございますが、これは奉天にありました忠霊塔の中に納めてあった遺骨を、終戦の際、内地に持ち帰った分、三万七千でございます。この遺骨は、主として満州事変以降の戦火によって戦没された軍人、軍属の遺骨でございますが、これは本体は分骨でございまして、本骨は御遺族に渡っておりますのを忠霊塔に納めた分骨でございまして、納めた当時におきましては、氏名はわかっておったはずでございますが、終戦の際、持ち帰るときにいろいろの混乱にまぎれて氏名等がはつきりしなくなつたのでございます。この中の一部には、日露戦争当時の遺骨もごくわずかながら入っておりますのでございます。忠霊塔を建てます当時、現地にありました軍人の墓地等にもありましたものを全部一括してこの忠霊塔に納めました関係上、その分が若干含まれておるようでございます。それでお尋ねの、今度建設されます墓にはこういうものを納めるかという御質問でございますが、閣議決定にもありますように、「現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引

き渡すことのできないもの」というものに入ると考えております。

次に、沖繩の遺骨でございますが、現に政府において保管中のものは、厚生省において保管しております遺骨の中に八百十一柱の——推定であります——氏名の判明しない戦没者の遺骨がございまして、これは当然今回の今度建設せられます墓に納める方針になっておる次第でございます。

○山下義信君 現に政府において保管中の御遺骨は合祀されるということが明らかでありまして、その中には奉天の忠霊塔、あるいは沖繩の島民戦没者の御遺骨もあることは今判明いたしました。それらはもう疑いなく合祀されることになりまして、今後とも政府が現に保管せなくても、そういう玉砕地の島民の方々、あるいは、満州その他における抑留邦人の死亡者の無名の遺骨等は、今後それらが収集されました暁には合祀されることになりませんか、いかがでございますか。

○国務大臣（小林英三君） 今、山下委員の御質問になりました通りでございます。

○山下義信君 きわめて明確になりました。

次には、これは今日までやはりいろいろ御検討になりました非常に重大な点であります。ただいまお答えをいただきました方々は、おおむね軍人であり、軍属であり、あるいはそれに準ずる立場の方々の遺骨でありまして、さらに一般に拡大されまして、今次戦役の、いわゆるその戦火に倒れた多数の戦争被害者、たとえば空襲で死亡した者、あるいは原爆で死亡した者、今次の戦役に当って犠牲となりました一般の国民の被災者の遺骨等は、これはここに埋葬されますお考えでございませうか。これはこの無名戦没者の墓には埋葬には相ならないのでございませうか。一般被災者の遺骨につきましては、どういうお考えでございませうか。

○国務大臣（小林英三君） ただいまのところ、今御質問にありましたような、名前のおわかりになっていない遺骨につきましては、考えてはいないのでございます。

○山下義信君 この点は、せっかく無名戦没者の墓が建設されるならば、いわゆる戦死者という範疇に入らなくとも、今次戦役によるところの戦災死亡者、一般の国民のそういう戦争犠牲者の遺骨も合祀すべきではないかという、広く今次戦役による被災者全部の追悼の碑とすべきではないかという、いわゆる拡大説と申しますか、そういう御意見もあるやに承るのでございますが、しかし私どももいたしましてただいま政府の御答

弁のごとく、あまりに一般のいわゆる国に生命を捧げたという国のために生命を捧げて犠牲になつたという範疇よりさらに拡大をいたしまして、一般戦禍によります被害によって死亡したという者までもこれを拡大いたしますことは、結局この墓の性格もきわめてばやけて参りまして、私はかえつて国民の追慕哀悼の念も不明瞭なことになりまして、私もおそれもございまして、私は政府のお考えのごとく、一応今回の無名戦没者の墓は、いわゆる今次戦役に国のために命を捧げて尽した方々の御遺骨を埋葬すべき建前が至当であらうかとまあ私どもは考えるのであります。私もただいまの政府の御見解には、今日の段階におきましては同意いたしますのでございます。

次に伺いますことは、従いまして戦没者の範囲ということも明らかにいたさなきやなりません。この戦没という、何と申しますか、この事変または戦役の範囲でございませぬ、これはただいまお答えの中にありましたように、たとえば奉天の忠霊塔の御遺骨等は遠くは日露戦役からのものもありまして、これも今回合祀されるわけでありまして、それはまた特殊なる忠霊塔ということに納められておりましたが、それはまた御遺骨のごとくでありまして、別といたしまして、一事変または戦役はどの事変の、あるいはどの戦役の戦没者ということに範囲を一応御限定になりますか、その辺のお考えはどうでございますか。

○国務大臣（小林英三君） この戦争の範囲につきましては主として太平洋戦争による戦没者、こういうふうにお考えしております。○山下義信君 そういたしますと、大体私どもはそれが妥当ではないかと考えるのでございますが、まあ念のため何つておくのでございませぬ、満州事変とか支那事変ということはどういうことになりますのでございませうか。

○政府委員（田邊繁雄君） 現に政府において保管しております遺骨の重点は、何と申しましても今度の戦争で南方、その他の地域でなくなられた戦没者の遺骨、その無名遺骨が重点でございまして、中に先ほど申し上げました通り、支那事変以前の満州事変等における遺骨も含まれておるわけでございます。これも事実問題としてここに納めざるを得ないことになるわけでございまして、満州事変の遺骨であっても現に政府において保管しておりますものはこれをお納めする、こういうことに相ならうかと思ひます。

○山下義信君 私も政府の御見解に大体同意でございます。主として今次太平洋戦争における戦没者の、しかも無名戦没者の墓であるということと私どももさやうであらうかと御推察申

しております。

次に伺いますのは、ここにお納めする遺骨の範囲等につきまして、自然明瞭になってくるわけではございますが、一応別の観点から伺いますのは、すなわち墓の性格でございます。墓の性格はどういうふうな考えられるかということでございます。それではまあ考えられますことは厳密な意味の墓、一つにはまあ厳密な意味の墓であります。

それから一つには納骨堂でも申しましょうか、こういうものが考えられます。

それから一つには戦没者に対して哀悼の意を表しまするシンボル、いわゆる記念碑、あるいは哀悼の碑というがごときものがあります。

で、この一応今考えられております政府の御方針と申しますか、この段階におきましては、お考えでは厳密な意味での墓ではなくして、いわゆる今次太平洋戦争の戦没者を象徴するところの哀悼の碑、すなわち記念碑であるというふうな考え方を持っておられるのでございましょうか。墓であるか戦没者をシボルする記念碑であるかということでございます。それはどういふふうな考えられますかということ。

○国務大臣（小林英三君） ただいま山下委員のお尋ねになりましたお尋ねの中にあります言葉をもつて表現いたしまするならば、政府が今考えておりますいわゆる無名戦没者の墓というものは、山下さんの言葉にありまする厳密な意味における墓というふうな考えておるのでございます。

○山下義信君 それではそこに納められたお方の墓というだけの意味でありまして、他の戦没者のも、何と申しますかお骨はそこにありませんけれども、他の戦没者の方々の御遺骨も、形なくしてそこに納められておるといふ考え方ににつきましては、どういふふうにお考えでございましょうか。たとえば南方その他海外の戦地から遺骨を収集して来たときに、その戦場における死亡者は十萬をこしております。しかるに収集して帰られた御遺骨は、しかも無名の御遺骨は千体にすぎません。実は全部厳密に調査されますならばなお多くの御遺骨も収集し得られるのでございましょうが、諸般の事情でその一部分しか収集して帰るといふことができないという状況。そういたしますとそこに何体か、また何体かは数えられないところのいろいろお骨の部分を集められて、そこに収納、埋葬されるということになりますと、その御遺骨はいわゆるその地域におきます

る全戦没者の御遺骨の一部分であるという意味にもなるわけがあります。従いましていわゆる個人の一人の遺骨を納めた一人の墓というふうな意味に、そこに納められた遺骨の数のみが葬られてある墓であるということになりますと、少しく割り切れないものがあるわけございまして、ただ単なるそこに埋葬されました幾体かのお墓であることのみでなくいたしまして、若干他の戦没者の方々の遺骨を代表してという語弊もございまして、まあ言葉が未だでございましてけれども、他の戦没者の形はなくともその遺骨はそこに埋葬されてあるものという感じが、われわれ国民にとりましてそういう感じが出てくるわけでございます。従いまして個人の墓というがごとき非常に限られた意味の墓のみでありまして、少しく国民感情に沿わない節もあるやに考えられますので、その点は個人の墓とは若干性格も異なるのではないかとこの気持もいたすのでございまして、政府の御所見はいかがでございましょうか。

○国務大臣（小林英三君） 山下さんのただいまの御質問は、無名戦没者の墓に対しまする今後の解釈上非常に大きな問題を含む御質問だと思っておりますから、私といたしまして、この際むしろ政府といたしましてのこれに対する見解を明らかにしておきたいと思っております。

それはお聞きになりましたように、たとえば南方なら南方のある場所であくさんの人が戦没された。このときに持つて参りましたそれらの無名戦没者の遺骨というものは、たとえそれが五十体でありましても、そこにたくさんの人たちが戦没されたものを代表して持つて参つたのでございます。従いまして今お聞きになりましたような、それは五十体は五十体の墓だという意味ではなくて、それらの地方におきまする全部を代表して持つて参りましたものでございまして、従いまして今お聞きに、それはそこらにありまする他のたくさんの人の代表の遺骨として無名戦没者の墓として考えていきたい、こういうふうな考えます。

○山下義信君 この種の墓の建設につきましては、何と申しましても理論とかあるいは科学的とかいうよりは、一つのこれは人間としての真情と申しますか、感情と申しますか、そういうものの上に立つて考えられるべきことでございますから、お互いに表現が大へんむずかしいわけでございますが、やはり政府の今のお考えに私どもも大体同意見でございまして、遺骨をお納めするいわゆる厳密な墓に相違ない、しかしながらおのずから一般戦没者のおのずから象徴としての意味が自然にそこに生

まれてくるということが予想されるわけでございます。やはりまあお墓であると同時に戦没者の象徴の記念碑たる性格も帯びざるを得ないということに、私どもも考えますが、政府もそのようにお考えのようでございます。

それでは次に伺いますのでありますが、これはこの無名戦没者の墓の何と申しますか、規模あるいは構想、環境というようなものに自然関係を来たしますわけでありまして、これは世論も注意を促しておりますように、いわゆる心持といたしましてはできるだけ大規模のものを、なおいかように尽しても、どのようにしてもしたりないわけでございますが、しかしながら大規模すぎるをもつて尊しとしないのでありまして、できるだけ簡素であつてしかも莊重である、そして私どもがこの墓を建設いたしますことは言うまでもなく国家主義の表現ではないのでありまして、この墓を拜することによって敗戦の悲憤の涙にくれ、そしていわゆる復讐の念に燃えて国民の敵愾心、憤慨心をかき立てるためにこういうものを建設するのではもとよりないのであります。あくまでも人命を尊重する、この人道上の私どもの真情流露の表われてございまして、同時にこの無名戦没者の墓を建設いたしたることは、同時に平和への熾烈なる記念の表われてはならないわけでございます。そういう意味で御建設におなりになることを期待いたすわけでございます。大体におきまして、お墓の建設の段取りと申しますか、建設の計画と申しますか、あるいは設計と申しますか、そういうような点はどういふふうにしてこれを実施していくというお考えでございましょうか。たとえば設計等は広く一般に、世間に公募でもされまして、そしてこれを御決定になりますか、あるいは権威ある当代の、当代というの現代でございまして、一流の有数の権威者にお諮りになっておきめになるようなお考えでございましょうか。また大体竣工はいつごろを期待しておられるでしょうか。いつまででもいいというふうなわけのものでもないと思ひますが、一応いつごろまでには竣工をしようという目途もなくしてはならぬと思うのでございまして、大体の大臣としての御希望と申しますか、そういうお考えはどうでございましょうか。

○国務大臣（小林英三君） 無名戦没者の墓につきましては、御承知のように非常に今度決定いたしました場所は、景観上非常によろしいところでございます。これらの墓の設計につきましても、きわめて簡素にして峻厳、莊重といひますか、そういうふうな精神でいたしたいと思っております。今山下さんの御

質問の中にありましたように、その設計等につきましては何人も納得し得るような現代におけるりっぱな専門家に御嘱咐を申し上げて設計等もいたしたいと思っております。完成はいつごろだろうかということでございますが、年内にぜひ地鎮祭をやります、私どもの気持といたしましては、少くとも来年中にはこれを完成いたしたいものと、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○山下義信君 次にお尋ねいたしたいことば、私はせっかく御心配下された厚生大臣と、なおこのことに御奔走いただきました田中官房副官御列席のこの席で御相談申し上げるのであります、どういうデザインのもので、設計のもので建立されましか、今後お知恵を集めて御検討に相なることであろうと思ひます。どういたしましてこのお墓、すなわちこの碑にはやはり銘が刻せられるでございます。諸外国の事例もまあさまざまございまして、私も一、二を見ましたにすぎませんけれども、何といたしまして日本式と申しますれば銘がどうしても要りますのでありまして、この碑の銘につきましましてはいろいろ今後のこれは問題でございますが、しかし今から一つ御心配を願っておかなければならぬと思ひます、これは一つ十分政府でも厳粛にお考えをいただきます、私はこの際希望を申しておきます。私はできれば陛下の御宸筆をわづらわしたと思う。天皇以外にこの碑の銘を揮毫願う方はないと私は考えます。いかような高位高官の人であります、人間一生涯にはどこにミスチックがあるかわかりません。万代不易に国民がこの碑を厳粛なる気持で仰ぐように、この碑の銘を、いかに規模が小さく簡素でありまして、御染筆は天皇にお願いをされますように、十分一つ御心配にあずかりたいという希望を述べておきます。

次に、これは最後でございますが、この無名戦没者のお墓の維持管理につきましては、政府がされるわけでありますが、このお墓の慰霊行事等につきましては、どういふふうなことになるのでございましょうか。その点のお考えはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小林英三君) 今お尋ねのようなことにつきましては、ただいまのところは別に考えておりませんけれども、しかしながら将来そういう問題をやるというふうなことに相なりまして、憲法に抵触しない範囲内において行われるべきものであると考えております。

○山下義信君 政府のお考えはきわめて明瞭でございます、私は全く同感でございます。国がこの記念碑のお墓を建設して、そういう建造物を建てておきさすればいいのである、あとは国定が参拝するなり何なりすればいいのである、維持管理というのは、ただその地域の保存あるいは清掃等をやっておればいいのであるというべきものでないものでありまして、やはりある程度の国の行事といえますか、慰霊行事というものは、ただいま大臣が仰せになりましたように、憲法の精神の範囲内におきまして、いろいろの方法によられまして、あるいは直接間接、当然国が追悼慰霊の行事につきましては責任があるわけでございます。十分一つ適切な方法を御考慮を願いたいと思ひます。

つきましては、これら無名戦没者の墓の建設をお進めになります上について、今後ともただいまのお考えの範囲を基盤にいたしまして、具体的に種々御準備をお進めになるについては、やはり一応政府の一方的なお考えのみでも十分でない点があるかわかりませんので、適当な、何と申しますか、協議機関と申しますか、諮問機関といえますか、できるだけ明確な諮問機関等をお設けになりまして、そして十分万遺憾なきように意見を聴取されまますというふうなお考えはございませぬでしょうか、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小林英三君) せっかく無名戦没者の墓も決定したことでございますから、今後国民全体の意思に沿うようにいたしたいと思ひます、それにつきましては、これらの問題に關係がある諸団体もございまして、そういうふうな方たちに諮問的に御相談を申し上げまして今後進めて参りたいと思ひます。

○山下義信君 靖国神社との關係はどういう關係になりますか。關係はないと心得てよろしゅうございましょうか。何らかの關係を持たせるといふお考えでもあるのでございましょうか。私どもでは一応關係がないと承知いたしておるのでございしますが、念のために何っておきたいと思ひます。

○国務大臣(小林英三君) 靖国神社は、御承知のように國家に功績がありまして戦没された方たちの英霊をお祭りしてある所でございます。ただいまのところは宗教団体になつておるのでありまして、今回設けまする無名戦没者の墓というものは、これは先ほど申し上げましたように、あくまでも墓でございまして、従いまして靖国神社とこの墓との間には、何らの關係はないものと考えております。

○山下義信君 私厚生大臣に対するお尋ねは、以上で終了いたしました。

文部大臣の出席を求めおきましたのでございしますが、御出席になりませぬでしょうか。

○委員長(千葉信君) 今、局長が来ておりますが、局長でよろしゅうございませぬか。まだお見えになつていないものですから。

○説明員(北岡健二君) 文部大臣だいままほかの用事で出かけておりまして、参れませぬので、かわつて私参つておりますので、それでよろしかったら私から申し上げたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 山下君、どうぞ参りますか。

○山下義信君 一応、局長に何つてみましょう。それでは田中副長官には残つていただきませぬでしょうか。

靖国神社は、現在宗教法人になつておることは言うまでもないことでございますが、先年来、この靖国神社のあり方につきまして、いろいろ議論が行われておるのであります。このたびの無名戦没者の墓の建設につきまして、またこの機会に靖国神社につきましても種々なる意見が台頭いたしておりますので、この際私は政府にお尋ねいたします。田中官房副長官にまず伺ひますが、靖国神社が今日一般的な宗教法人となつておりますが、これはこのままでよいと考えておられるのでありませぬか、あるいはまたこのままであるべきでない、何らかのことを考えなければならぬと考へておられるでしょうか、その辺は何か政府でそういうお話がございませぬか。政府のお考えがございしたら伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中榮一君) ただいまのところ、仰せのごとくに、靖国神社は宗教法人になつておりまして、御祭典その他は、この宗教法人がみずからつかさどる建前になつております。現憲法の規定の上から申しまして、国自体がこうした祭礼を行うことはできない建前になつておるわけでございます。ただ最近におきまして、こうした他の神社と非常に性格の違ったような神社、靖国神社でございしますが、普通の神社と非常に性格が違つておるような神社に対しまして、国自体が全然無関心と申しまするか、何らの關係も持たないことが果して妥当であるかどうかといった国民感情的な気持からこうした宗教法人の根本的な検討をしてみたらどうか、こういう御意見があるものでございませぬ。これらに対しまして、私どもは国民感情からの議論としましてはまさにその通りであるかと考へておりますが、ただ前提に申し上げましたごとくに、現憲法の規定から、国自体がこうした祭典等も行い得ないということもございませぬので、これらの点につきましては憲法の規定の点からも考へまして、十分

に一つ慎重に検討を加えさしたらどうか、かように考えておる次第でございます。

○山下義信君 これは文部省の局長から伺ってもよいのでありますが、副長官でもよいのでありますが、結局靖国神社に国家性を賦与するという事は、憲法を改正しなければできないというのであります。その辺は政府並びに文部省はどういうふうな見通しを立てておられますか。

○説明員（北岡健二君） ただいまの点、まあ事務局としまして憲法の問題まで解れるのはいかかと思えますが、宗教学法法の改正だけではその点はむずかしいのじゃないか。現在の宗教学法を改正いたしましたも、それだけでは、靖国神社の国家的な祭典なりというふうなものを国家が行うというふうな線には到達しないのではないかと、こうふうに考えられております。

○山下義信君 文部省の見解では、靖国神社というものを、宗教学法でなくしても、今の憲法の規定の存する限りは、この種の建造物といえますか、この種の宗教性のない維持、管理また運営等は国においてはできない、こういう見解でありますか。

○説明員（北岡健二君） 宗教学法でなくとも、宗教学法体である神社、拝殿、本殿等の宗教施設を持ち、それから大祭等の宗教的な儀式を行なつて、そしてさらにはお札等の頒布というふうな宗教的な活動を行なつておられる現在の状態でございまして、やはり一宗教団体ということになり、宗教的行為ということに相なるわけでございまして、そういう点でその宗教的な活動、あるいは行為に關することを国がいたすというふうなわけには参らないのではないかと、こういうふうな考え方でございまして。

○山下義信君 わかりました。靖国神社が、たとえば靖国神社、あるいは靖国廟といふごときものになつて、宗教的日常生活、宗教的な行為といふものがさらになくなつてしまつて、博物館か宝物館のような形になればともかくであるが、今のよういろいろな神殿、拝殿等の……建造物になるのはいいけれども、それによつていろいろな拝神の礼を行なつたり、いろいろお札が出たり、いろいろ祭祀の行事が行われておる間は、やはり宗教団体の範疇を免れることができないのであつて、どのように扱拭しよう、扱拭しようとしても、するとしても、やはりそれ自身が宗教行為なんで、現憲法下においてはいかんともすることができない、こういう見解ですね。

○説明員（北岡健二君） 大体さように考えておる次第でございます。

ます。

○山下義信君 宗教学法法の改正の問題は、現在の段階ではどういうふうになつておりますか。これは次の通常国会には宗教学法法の改正案が出せるという見通しでありますか。どういふふうになつておりますか。

○説明員（北岡健二君） 宗教学法法の改正の点につきましては、その宗教学法法の認証、あるいは認証の取り消しというふうな点につきまして、宗教学法法審議会に現在諮問いたしております。その審議会においては慎重に検討を始めておりますが、その結論を得た上、さらになお宗教の問題でございますので、関係方面の意見等も十分聴取して行動に移りたいというふうな考えでございます。次の、今度の通常国会までに、そういう段階までに至るかどうか、今のところはつきりお答え申し上げかねる状況でございますが、検討を宗教学法法審議会において始めておりますことは事実であります。

○山下義信君 大臣の御出席がないので私がお尋ねしようとすることはできませんが、今のようなお答えでございますから、どうすることもできません。まあ審議会やその他に、この改正点その他についての諮問をしておる。それらの検討がいつ終るともいつごろまでに済みそうなども、とんと見当がつかんというふうな御答弁ではしようがない。そういう御答弁なら聞く必要もないのです。それでそれは事務局の全く事務的の御答弁であります。急いで検討させようとか、通常国会の会期中に、来年五月までには改正案が出し得る見込みがあるかどうかというふうな見通しでも承われると思つたのですが、それも今のような御答弁ではどうすることもできません。これは非常な重大な問題でありますから、いづれあらためて質問をすつてしまつて、私の質疑は終ることにいたします。

【四〇四】第二十六回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員會議録第四号（昭和32年2月16日）

（発言者）

堀内一雄（委員）

神田博（厚生大臣）

廣瀬正雄（委員長）

逢澤寛（委員）

受田新吉（委員）

田邊繁雄（政府委員、厚生事務官、引揚援護局長）

山下春江（委員）

〔発言順、敬称略〕

○堀内委員 この際、新大臣に對しまして少しお伺いしたいと思つてでございます。それは無名戦没者の墓の問題でございます。前の内閣時代における大臣と政務次官の答弁が食い違ひがあるわけでございます。そこで、その経過がどうなつてゐるかということをお伺いしたい。それは、政務次官の回答によりますれば、この無名戦士の墓は、終戦直後陛下が新宿御苑においでなされたが、戦没者の全般の慰霊という意味において、その延長としての趣旨において全戦没者の精神的な慰霊をするのだというふうな答弁されておる、われわれもそれを納得しておつたのでございますが、大臣の答弁の中には、それは靖国神社にお祭りしてある旧軍人の納骨堂の意味が強いのだというふうな私には了解しておるのでございます。もとより無名と申しますか、引き取り手のない遺骨という中にも、一般の人の遺骨も入つておるのでございますが、そういうような点から、ここに若干の疑問があるのでございます。もちろん引き取り手のない旧軍人の御遺骨もそこに奉安しようし、同時に私は、いろいろな立場から戦争の犠牲になつて戦没された方々の全慰霊というふうな意味において、これを設けますことが至当であると考えておるのでございます。これに対する大臣のお考えを伺いたい。

○神田国務大臣 堀内委員のお尋ねにお答え申し上げます。千鳥ヶ淵の無名戦没者の墓と申しましうか、この敷地は決定いたしております。それから、これに要する費用も、五千万円予

算に計上いたしております。そこで、ただいま前の大臣と政務次官の間で所見が違っておるように思われるというふうなお尋ねでございますが、私の承知いたしております範囲内では、御承知のように、南方その他各地におきまして戦没された方々の遺骨を収容して参っております。これらに無名の遺骨が多い。それからもう一つは、名前がわかりましても引き取り手がありません。名前がわかっては姓のわかるものもあるし、姓がわかっては名

のわからぬものもある。名前はわかるのだが、遺家族の連絡がなく引き取り手がない。こういうような方々の遺骨が今現に厚生省の中にも安置してあるといったような実情でございます。全国各地にこういう安置しております相当多数に上る遺骨がございますので、これを一つまとめまして、国民感情として、戦争でなくなられた無名戦没者の方に、どこかで安らかに眠っていただきたい。これに対して長くこの英霊に敬意をささげて参りたい。そこでいろいろ場所等も選定いたしましたのでござい

ます。ただいまでは千鳥ヶ淵ということに決定いたしました。この予算は五千万円計上いたしてある。でございますから、靖国神社は、御承知のように、あくまでも戦死者の英霊をお祭り申しておる。これは全戦没者の英霊をお祭り申し上げておることによって相なっております。今度千鳥ヶ淵に建立されるこれは無名戦没者の墓と申しましょうか、この名称については研究をして、ふさわしい名前をとりたいと考えておりますが、以上がたまたま厚生省として考えておる戦没者の英霊に対する最後の措置としてやっておりますことと申します。御了承願いたいと思

います。○廣瀬委員長 ちよつと御注意申し上げておきますが、大臣の御答弁を希望せられておる方が三、四あるようでございますが、大臣も予算委員会の関係で御退席を急がれるようでございますので、まことに恐縮でございますけれども、大臣への御質問を先にしていただきまして、しかも簡潔に一つお願いいたしたいと思

います。○堀内委員 今の大臣の答弁は、事務当局から出ているこれまでの大臣の答弁と同じなのです。当委員会から要望したのは、当時の記録をごらんになっていただければよくわかりますが、単に旧軍人の引き取り手のない遺骨ばかりでなく、戦争の犠牲になった、いなれば動員学徒もありましようし、空襲でなく

なりました方もありましようし、原爆でなくなった方もありましようし、そういう全犠牲者の精神的慰霊のためにそういう施設を必要とするということがこの問題があつたのでございまして、

前の閣議決定に基くものとはだいぶ内容が違つてきておる。それをこの委員会でもって論議されて、それに対して、当時の政務次官は、その通りのものであります、ということであり

ます。この点については、一つよく御検討いただきまして、せっかくここで新しくこの問題が取り上げられておるのでござい

ますから、私どもの当委員会の今までの論議から申せば、旧軍人の引き取り手のない遺骨だけでなく、全戦争犠牲者をお祭り

する。もし旧軍人の引き取り手のない遺骨であるというならば、われわれの当時の話では、むしろ納骨堂といった意味において、靖国神社に施設した方がふさわしいものではないかという意見

がありますので、この点についてはぜひさらに御研究を願いたいと思

います。○神田国務大臣 ただいま堀内委員からの重ねての御発言でござい

ました。私承知しておる限りにおいては、私の今申し上げたような考え方が閣議決定だと思つてござい

ます。しかし、なおそれらが当委員会とのいろいろな折衝過程において、私の申し上げたことと違つておる、別な方にそれが置かれておるのだという

ことと違つておる、別な方にそれが置かれておるのだというのでござい

ます。これはまだ何も手をつけておらぬわけでありまして、そういう考えでやつておるということ

を申し上げておるのでござい

ますから、なお十分調査、研究をいたしたいと存じます。○逢澤委員 関連。ただいま堀内委員の方から、仮称無名戦士の墓

についての基本的な考え方についてお話がありました。これは私は非常に意外に思つておる。一体無名戦没者の墓とい

う仮称ではありますけれども、無名戦没者の墓としての構想で現在千鳥ヶ淵が云々ということ、教次にわたつてこれを本委員会でも論議された。また別にあの設置については、諮問委員

会の方で、厚生大臣の名において二回も三回にもわたつてやつたが、これはいわゆる仮称戦没者の墓として論議されたのです。従つて、一般戦没者の人をそれに祭るなどということとは、もつ

てのほかだと思つておる。そこで申し上げておきますが、一般戦没者に対しては、この委員会では論議されてお

りませんが、全国の戦災都市連盟におきましては、全国的にこの議が上りま

して、すでにやつておるのじゃありませんか。一般戦没者に対して

しましては、兵庫県の姫路市の郊外に莫大な費用を投じて慰霊塔とい

うもの建設をやつておる。それをまたあらためて東京に持つてきてやる必要は全然ない。別にこしらえてやるとす

ればまた別の問題であります。国の費用を投じてまでどこに何をやるかということになる。それとも一つは、無名

戦士の墓に対しても、いろいろ意見があるのです。けれども、これは厚生省の長きにわたるいろいろの御心労と、それから今、厚生大臣のお話になりましたように、海外から引き揚げてきて

おるところの御遺骨が市ヶ谷のあの一つの部屋でいつまでもあ

あしておるといふことは情において忍びぬ、この取扱いについ

てもいろいろ意見がある、あるけれども、実情においてはあれ

をあまりほつておくということは、まことに不敬にも当るし、

また不本意のことであるから、この処理として一応招致しよう

というところ、これは根本的に問題が複雑になってくる

ところな

のです。そこで、今、神田厚生大臣のお話で私もこれは了承した

のでありますが、それともまぜてやるということとは、絶対に反対である

ことを私は強く申し上げておきます。○堀内委員 ただいまの逢澤委員からの御意見も

ありますし、この問題につきましては、さらに検討の後、当委員会として

も意見をもとめる必要もありません。私は保留しておきたいと思

いますから、御承知願います。○受田委員 (略) もう一つ、第二の質問点は、厚生省の関係予算の中で、引揚

援護事務のために、定員が、三十二年度の五月十六日以後にな

りますと、現行制度でいくと二百七十一名に減らされる、大幅に減ら

される。これは年次計画で減らされてきておるわけ

でございますが、未帰還調査部の職員あるいは舞鶴引揚援護局の

職員、こういうものをどんどん減らしてきたわけ

です。それに對して、厚生省は修正案を用意されて相当の復活を企図して

おられることは、ここに五百四十名の修正案を出して

おられることと承

ることができるのでござい

ます。私はこの引揚援護業務に對しまして、政府が年次計画で人員を減らして

いくということ

は、留守家族、未帰還者、生死不明者が五万人をこえて

いるこの段階において、五万人をこえるという人数は非常に多数の

人数であつて、この人々のために厚生省の引揚援護業務の人員を減らす

ということは、留守家族に不安を与え、人道的立場から

これは許せないことだとかねがね思つておつた。ところが、厚生省は

この際大幅に修正案を用意されたということに敬意を表する

のでござい

ますが、未帰還調査部の職員の三十一年度から三十二年

度に減る分を食いとめて、そして未帰還調査を徹底させる

というこの原則を大臣は強硬に押しまくられる熱意を持

つか、また舞鶴の引揚援護局は、長きにわたって引揚業務に従事された国民に親しまれた人道のセクションです。この役所を今後どうするかという問題も国民関心の的であるのでございませぬが、信ずるところに向つては、千万人といえどもわれ行かんという熱情を持つ、まればな実行力を持たれる神田厚生大臣が現われた今日、この問題について徹底的に、この引揚業務、未帰還調査という仕事に政府が誠意を示され、定員確保その他の問題について大臣の信念をこの場において明らかにしていただきたいと思ひます。○神田国務大臣 引揚援護局の人員が、引揚事務の逐次減少に伴つて減つて参るといふことは、私は原則としてやむを得ないのじやないかと思つております。そこで今、受田委員の御心配になられますことは、それ以上の減少があつて、引き揚げを促進することに逆行するやうなことがあつてはならない、こういう意味のお尋ねだと私は承りました。なお、舞鶴の援護局の問題も、留守家族等が非常に親しみがある、しかもまた国家的な大きな役割を果しつつある機関でございまして、厚生省といたしましては、廃止するというやうな考えは持つておりませぬ。未帰還者の帰還が完了するまで、あそこはお述べになられた重要な処理を促しているところでございますので、今後も存置いたしまして、すみやかな完了をはかりたい、こういうふうな考へております。

なお、人員等の具体的なことにつきましては、担当いたしました田邊政府委員からお答え申し上げますに相なりますが、私といたしましては、あくまで引き揚げを促進する、さらに遺家族援護につきまして今後でもできるだけの処置を進めていきたい、これに必要な人員確保につきましては、大蔵当局と十分協議いたしましたし、その支障のないことと程度にとどめて参りたい。なおまた引揚事務の促進に伴ひまして、人員の縮小等がございませぬれば、その縮小される人員については、これまで十分考慮いたしまして、最善を期したい、こういうふうな考へております。

○田邊政府委員 引揚援護局の機構、人質の縮小の問題でございませぬが、大綱につきましてはただいま大臣がお述べになつた通りでございます。こまかく申し上げます、実は昭和二十九年頃から行政整理が始まつたわけでございますが、引揚援護局の仕事の特殊性にかんがひまして、ほかの役所と違つて、四回にわたつて整理をするというところに相なつておつたわけでございます。各年次ごとに減員をする数字をあげまして、法律でございませぬが、三十一年度まではどうにかその整理された、

縮小された人員で業務に対応して参つたのでございませぬが、来年度におきましては、八百十一名から二百七十一名という大量の減員に相なりますので、これではどうも現在私どもがかかえております業務を処理するのに非常に支障を生ずることになつたわけでございます。御承知の通り、遺族等援護法等も逐次にわたつて改正されております。また、調査にいたしましては、二十九年以降におきまして、外務省から一般邦人の調査を移管されたという件もございませぬ。私ども今日まで当初予定された業務以上の成果を上げているつもりでございます。引揚援護局職員一体となりまして、非常に勉強いたしておるのでございませぬ。決してこちらの方の怠慢であるとか、あるいは創意工夫が足りないために業務が滞滞したとは考へておりませぬが、しかし、現在の状態ではこういうことに相なつておりますので、形式といたしましては、新たな増員要求ということになるわけでございます。御承知の通り、政府全体として定員の増加は認めない、こういうきつ方針でございます。しかし、私ども財政当局に対しまして、私どもの仕事の特異性というところを述べ、また現状も詳しく述べまして、いろいろ折衝いたしまして結果、約三分の二減らされることを三分の程度でやつたと食いとめたというのが実情でございます。もちろん私どもとして、多ければ多いほどこれに越したことはないでございませぬが、この程度の人員でございませぬれば、今後さらに一そう勉強し、また創意工夫をこらしまして、互いに協力いたしまして、与えられた職務を遂行して参りたい、こういうふうに考へてい

るわけでございます。それから舞鶴でございますが、現在九十名定員がございませぬ。しかし、今後の集団引き揚げということを考へました場合に、従来と違ひまして、集団引き揚げが必ずいつあるという見通しはないのでございませぬ。しかし、ソ連、中共地域にはまだ相当数の引き揚げ対象者を見込んでおりますので、集団引き揚げなしとは断定できないのでございませぬ。断定できない以上、舞鶴引揚援護局を廃止することはできませんので、そこで一方、先ほど大臣もお述べになりましたように、引き揚げ促進にできるだけしんぼう強く努力いたしますと同時に、最小限度の人員を確保したいということで、舞鶴引揚援護局の規模は若干縮小いたしましたし人員も大幅に縮小いたすことになりませぬが、最小限度におきましてはどうしても確保したいということで、存置することにした次第でございます。

○受田委員 厚生省としては、相당한熱情をもつてこの定員の

確保をされたということを一応認めさせていただきます。同時に、この際、神田さん、あなたは、あなたの部下に、この戦争犠牲者処理にまさしく戦後一貫してエキスパートとして鳴らされた田邊さんを持つておられる。そして影の形に添うごつて努力された調査部長の吉田さんや、またここにおられる田島さんのような誠意のある人を持つておられるのです。この際、あなたの熱情をもつて、戦後十二年、戦争犠牲者を受けた方々の救済措置はあなたの大任に任中に必ずこれを全部処理して、祖国の再建に邁進するという信念を持たれるか、ここをお伺ひいたしまして私の質問を終わります。

○神田国務大臣 受田委員の御質問は、引き揚げ完了と遺家族の援護につきまして、最終段階まで一つ在任中にやる確信があるかどうかという意味に承つたのでございませぬ。この引き揚げ促進の問題は、いわば相手のあることでございまして、当方だけの気持で参りまして必ずしもその通り参るとは考へませぬが、しかし、当方が熱心で最善の手を打つ限りにおいては、相手方の心を打つものが当然あるわけでございます。私は誠意を持つて、また勇気を持つて一つ処して参りたい。定員の問題につきまして、十分今申し上げました考へ方、心組みをもつて処して参りたいと思つております。在任中に全部やれということでございますが、私もその意気込みでございますが、一体いつまで在任するか、どうもこれもわからぬことでございます。しかし、お受けいたしましたのでございませぬから、私のほんとうの気持を率直に申し上げますと、こういうことを早くやることによつて日本が安定し、そして、そこから伸びていくんだ、こう考へております。大事なことを怠つておりましたら、どうしても伸びることがそれだけ伸び切れないのでございませぬ。ことに戦争の犠牲者——もう十一年余でございませぬ、しかも、これは戦争の犠牲者中でも特に悲惨な犠牲者、非常に犠牲の程度が高い側だと考へております。早くやれ、情熱を傾けてやれという受田委員の激励につきましては私全く感激いたしますが、御鞭撻を得まして、今申し上げたやうな心組みをもちまして善処いたして参りたい、処置の完了をはかりたい、かように考へておりますことを率直に申し上げます、御了解を得たいと思ひます。

○山下(春)委員 先ほど大臣に時間がないうことで端折りました。その前に、今の受田委員の御要望、御質問に対して、私も重

ねて大臣に特別にお願いをいたしておきたいと思えますことは、考えてみますと、日本の敗戦の歴史の中で、引き揚げの業務は、世界各地に散在しておりました日本人、全く喪心、失望、落胆して世界各地から帰って参りました一千万人になんなんとする人々を処理いたしまして、受ける面からするいろいろの御不満はありましようけれども、ともかくにも秩序整然となされたことは、私は痛ましい歴史ではあるけれども、敗戦の歴史の中で特筆大書すべきことだと思います。そういうことであるにもかかわらず、援護局が内局になりましたから、ともすると定員その他のことに縛られて、それが縮小されようとするのは、はなはだ遺憾なことであります。この点では、今回定員の新たな獲得に非常な御努力をお傾けいただきましたことは、まことにありがたいことと思いますが、私どもはこの問題の処理が完了いたしますまでの間、その定員問題で首が寒々とするようなことでは業務もはかどりませんので、安心してその業務に携わって、待ちわびている人たちにすみやかにこたえることのできるような事務体制を確保していただきたい。これは国民のみならず知る非常な大事業でございます。その足跡は涙なくしては考えられないことでございます。これはぜひ受田委員にお答えになったような御決意で今後もお進めいただきたい。定員で縛られ、年次計画で定員を減らすということに対しては、国民側から、それでは年次計画通りに処理されたかと聞きたくなるぐらいでございます。これはぜひ大臣のたぐいまの御決意の通りお進めいただきたいと思えます。これは私の要望でございます。

(略)

【四〇五】第二十六回国会衆議院海外同胞引揚及び
遺家族援護に関する調査特別委員会議録第六号(昭
和32年3月5日)

(発言者) 山下春江(委員)

中垣國男(政府委員、厚生政
務次官)

〔発言順、敬称略〕

○山下(春)委員 それから、もう一つ、これは非常に重大な役所の機構の問題でございますが、法律で定められたところによりますと、援護局なんというものは、どんどん細くなつていきまして、影も形もなくなりそうな時期がもうすぐなのであります。ことしは補正で幾らかふやしてもらつたということでございますが、だれしも同じでございます。それをあながち責めるわけにもいけません。仕事が片づいてしまえば、その次に待っているのは首だということになると、仕事にも精がいけない。全国で待ち受けて、ほんとうに生きている間にそれを受け取つて死にたいという、一刻千秋の思いで待っている人とは、全く違う形で業務が片づけられておけるということがなきにしても、あくずであります。これは課長に聞いても仕方のないことで、総理大臣に伺わなければならぬことなのでございますけれども、そういうことで業務が遅滞しておることが起るならば、これは大へんなことでございますので、政務次官から、一つぜひ、今後、引き揚げの問題だけでなく、戦争犠牲者の跡始末という、われわれ当委員会が受け持たなければならぬ部門が、広範に、しかも非常にめんどろな、けれども、それにはこまかい、あたたい気持ちをつぎ込んでやらなければならぬ問題が残つております際に、援護局がだんだん人員が整理されると、その対象に当てられておる人たちは、ペンを持つてもペンが走りまします。無理もないことだと思いますが、今後の機構の問題について、政務次官の御決意と、将来どうあるべきかということを一つ明確にしておいていただいて、職員が一生懸命に働けるようにお考えを願いたいと思えますが、いかがでございますでしょうか。

○中垣政府委員 山下さんにお答えいたします。援護局の行政内容から見まして、まだ相当長い期間にわたります。これらの事務的な面あるいは行政的な面が必要であらうと思えます。そこで、やっております仕事の内容につきましても、漸次業務が片づいていきますと、人の手が要らなくなるという点がある

と思えます。ただし、そういったような傷病軍人等の問題は、だんだん患部が悪くなつていくといったようなこと等もありまして、その年その年同じような状態でないことを考えますと、やはり事務的には相当重要なことになると思えますので、そういったようなところまでを整理したり、人を少なくしたりして、人手がないために重要な事務が進まない、そういうことになつては相済まぬと思えます。

それから、もう一つは、整理されるのだといったような不安が原因いたしまして、だれでも動揺する、そういうことで今日特に審査要求等の書類がはかどつていないのじゃないか。そういう点実は私も心配をいたしまして、局長や部長等に聞いてみたのであります。それが、それほど、そういうことのために、おくれおるといふようなことはございません。しかし、昨年今年もといふふうにはだんだん人が減つていくのは事実でございます。ですから、やはりこれは相当な気分的な影響があると思えます。御指摘の点は非常に注意をいたしましてやつて参りたいと思えます。そしてみんなが安心してやれるような措置もとらなくちゃならぬと思えます。

【四〇六】第二十六回国会参議院社会労働委員会
 會議録第二十八号（昭和32年5月7日）

（発言者） 小西英雄（委員）

神田博（國務大臣、厚生大臣）

〔発言順。敬称略〕

○小西英雄君 いろいろ憲法上、条約上、法律上の問題については、外務省あるいはこの法制局その他大蔵省等に関係があることについてお尋ねをいたしたのであります。現在急ですから、まあ最後に、厚生省に対しても一つお願いしたいことは、引揚者の死亡者、当時いろいろ開拓団の人あるいは基盤を失ったために住むに住居なく、凍え死んだ人その他いろいろな多くの悲惨事が新聞でも報道せられましたように、繰り返しおつたのであります。それらの霊に対して、政府がどういう処置もしない、国家として、していないというところが現状であります。私はこの際、いろいろな見地からあたたかいかい政府のこの給付処置と同時にお願いしたいことは、引揚者の数、大抵現地において——こちらにたどり着いて死亡した人の数が現在四十万をわれわれの調査でえております。昭和二十七年だつたかと思ひますが、占領下のために戦死した人の霊をも慰められなかつた悲しい時代を過ぎ去りました際に、ちょうどあの公債が遺族に渡された際に慰霊祭を施行したのであります。そこで多くの遺族の方々が、われわれの子供も、兄弟も、これで静かに安めるということを私たち衆議院の引揚委員の当時でありましたが、相当感銘いたしましたのであります。この際、一つ厚生省におきまして、何とか一つこれらの四十万の霊に対して、国家的行事として慰霊祭を行なつてもらいたい。それらについて一つ厚生大臣が率先してこの慰霊祭を行うことについての一つ決意をしていただきたいので、御答弁をお願いしたのであります。

○國務大臣（神田博君） ただいま小西委員の御要望の気持は、私もよく了解できるつもりでございます。お述べになりましたように新宿御苑でございますが、政府におきまして、戦没者の、戦争によってなくなられた方々の慰霊祭を行いましたことは、一回行いましたことは御承知の通りでございます。その後、そういうことはやっておらないという状態。それから今年度におきましては、無名戦士の碑を建立するという予算もちょうど

いいたしておりますので、これらも一つ今年度におきまして完成いたしたい、こういうふうな考えております。なお、この幾多の遺骨等、まだ収集中でございますので、そういう外地におきまます戦没者等の遺骨等が引き揚げになりました、そうして一応完結するというような際に、これは国民的行事として戦没者の慰霊祭をさらに新たにすることについては、これは政府といたしましても、何らか処置をとりたいというふうな気持を持って、話し合いと申しましようか、そういう意図を披瀝した内輪の機会がございますが、今、小西委員のお述べになられましたように、引揚者が内地へ帰られて四十万からという大へん多くの方々がなくなられておる、これに対して政府が慰霊祭をしたかどうか、こういうことにつきましては、実はそこまでのまだ話し合いと申しましようか、考えは及んでおらないのでございまして、今初めてそういうことを同情はいたしておりますが、お気持はよくわかるのでございまして、それをどうするかということになりますと、新しい問題としてまた、これは十分検討しなければならぬと、こういうふうな相なるうかと思つたのでございまして。ただいまのところ、とにかく一度政府といたしましては、新宿御苑で、盛大と申しましようか、厳粛な慰霊祭を行ひまして、その後、遺骨の収集をやつておる、また、いろいろ収集した結果、なかなか御遺族の方々、この遺骨がどうしても届かない、姓名がはっきりしないとか、あるいは遺族の住所がはっきりしないというふうなことで、たくさん厚生省の本省の中、その他の所におきまして安置しておるような状態でございます。なお、今後収集する遺骨等も御遺族の方々にお引き取り願うというふうなことができないものも相当出るだらうということが想像されますので、これらを一つまとめまして、安らかに眠つていただくということで、戦没将士の、無名戦士の墓と申しましようか、そういうことをしたいというところで、予算が今年度認められたことは御承知の通りでございます。よく一ついろいろの点等につきまして検討を加えまして、この戦争終結の締め括りをつける意味において、何らかあたたかい気持で、われわれ国民一同がみたまを安らかに眠つていただく、また、われわれの気持も、一つ新しい気持をもつておなぐさめするということを一つ検討をいたしたい、かように考える次第でございます。

○小西英雄君 厚生大臣は少し広範囲に考えて御返答願つたのであります。私が申し上げることは、むしろ例を満州にとりますならば、ソ連が参戦した際には、関東軍というものが、ほ

とんど、朝鮮の方に近いところの通化といひますか、あそこへ下りまして、前線に残つた者はほとんど開拓民でありして、開拓民が銃をとり、そうして、相当戦いもし、かつまた、多くの人が死なれておる、外地で。そういうふうな満鉄の社員その他の死んだ人が、四十万のうちの相当数がそれらの人でありまして、それらの人に対する政府が今回の処置は、政府の保護を離れて混乱中いろいろなことが起つて生活の根柢を失つたという、非常にあたたかい意味のこれはわれわれお見舞金のように考えておりますので、その予算の一部——予算はどうなりましか、わずかなものだと思いますが、そういう意味合いにおいて、海外に行つて、海外で、だれの見えておるところでなく、いろいろな戦闘に参加した者あるいは道中で凍え死んだ人、これはやはり軍人に劣らぬ、国としての立場から見たら。多くの人に対する処置といたしまして、政府が何とかこれらの慰霊祭を行なつても何らほかの人との均衡を破るものでもない私たちはこう考えておりますので、一つ厚生大臣は率先してこういう実情をおくみ取り下さいますので、もしああいうふうな戦没遺族に対するような処置のようにできなければ、何かそれに近い例で一つやつてほしいというのが引揚者三百万の要望でありますので、さらに一つお願いしたいと存じます。

○國務大臣（神田博君） 外地に、終戦直前のあの混乱の際に、今お述べになられたような事情のもとにおいて犠牲になられましたわれわれの同胞につきまして、そのみたまを安らかに慰め申そうということにつきましては、これはもう政府といたしましてもまことに同感でございます。御趣旨まことにけつこうに考えておりますので、十分一つ検討を加えまして調査を進めて、適当な時期に何らかさうした国としての気持を表わしたい、かように考えておることを申し上げまして、お答えにかえる次第であります。

【四〇七】第二十六回国会衆議院内閣委員会議録第三十九号(昭和32年5月13日)

(発言者) 受田新吉(委員)

額綱彌三(委員)

〔発言順。敬称略〕

○受田委員 仏教の精神を押えて神道の精神を強めた、しかもその神道はいわゆる神社神道の意味ではなくして、国家神道を中心と考えていった。従って額綱先生が局長をしておいでだったころは、まだ神社局でしたが、内務省には神祇院といういかめしい役所があったわけです。そういうことで国費をもつて官幣社、国幣社、さらに別格官幣社、こういうふうにして神を祭ってきた。そしてしかも今度紀元節の、復活の根底になった神武天皇開国のみことの中の「上は則ち乾霊の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ。」という精神が「山林を披ひ宮室を經營りて、恭みて宝位に臨み、以て元元を鎮むべし。」という御精神となつて現われた。ということになりますと、どうもこの御精神となつて現

代は——先ほど午前中の会議でもいろいろ論議しました神々、「水母なす漂へる」この國がだんだんと固まつて天地創成の時期に現われたいろいろな神々、その神々の中には夷・蛭子といつてかたわの神、できそこないの神——伊邪那岐ノ命と伊邪那美ノ命の言葉のかけ合いの際に、伊邪那美ノ命の方が「あな美哉をとこそ」と仰せられた、そのためにかたわの子が生まれた、これはおかしいというのでさらに天ツ神の御意向を聞きまいて、女の方が先に言葉をかけたのがいけないのだ、男の神の方が先へ言葉をかけるべきであつたというので、そこで言い直して伊邪那岐ノ命の方が「あな美哉をとこそ」と言つて「美斗能麻呂波比」をさせたもうた。そういうことで大体上古の国作りも——大へん変な話でございますが、少しまじめさを欠いたような形に国作りがされた傾向があるわけなんです。そういう意味からいいますと、あまりに神格化してこれを非常なユートピアの世界のような考え方に後世が指導していくというところは誤りだと思つたのです。やはり神としてあげてあつても、神も人間であつてそつともあるのだ、あやまちもあつたのだ、だからこそあやまちを犯し、まことに罪汚れを払いまうという意味で祝詞ができていくことを考えたならば、あまりにも古代の神格化を強調することは、これは現実の日本の國としては時

代逆行の傾向があると思つたのです。

だから今ここで申し上げたいことは、明治時代にできたこの神を非常に大事にせられ、人間も神として祭られる、乃木神社、東郷神社という神ができて神社を非常に尊敬するような空気に持ち込んだ結果は、強制的に個人の自由意思に反してある方向へ無理やり気持を押しつけていくという政治的な策謀も実を結ぶような結果になつた、それが戦争へ発展し、敗戦にも導かれたということを考えざるを得ません。だからこの祝日ということで国全体をあげて祝い感謝し記念するのには、どうしても国民全体が納得して、その背景にはある政治的意図が全然ないように仕向けたものでなければならぬということが結論として生まれるのではないのでしょうか。

○額綱委員 日本の古来の風習からいきますと、やはり神話時代と申しますか、その時分は神というものがあつた。これは自然現象の中心を基とした、さっきの天御中主ノ神というのもそこでございまして、その後氏神なんというのが部落の中心になつて、それを指導していったというふうな方をずつと祭つてきたというの、これは日本のならわしなんです。そうしてそれが乃木大将でも、東郷大将でも、それからまた戦争で死なれたみたまを靖國神社に祭るといふようなことも、これは日本の古来からの風習であつて、何も明治時代になつてから特にそういう神様を中心にするような私は政治的な意図でもつてそういうことをやつたのでなしに、これは日本の昔からのならわしであつて、しかもその神に祭られた人は、必ずいろいろの点においては、これは人間ですから欠点もあつたでございまして、非常にこの人の功績というものをたたえて、これがやはり祖先を崇敬する、同時にまた日本の古い歴史をとつとぶ、これは日本の国民の民俗性なんです。だから私どもは今受田先生がおっしゃつたように、明治になつてから、ことにそういうような政治的意図によつて、そういうふうにして持つていったとはちよつと考え得られないものと思つております。

【四〇八】第二十八回国会参議院社会労働委員会議録第七号(昭和33年2月18日)

(発言者) 山下義信(委員)

堀木鎌三(国務大臣。厚生大臣)

臣

阿具根登(委員長)

佐藤基(参考人。東京都副知事)

水野岑(政府委員。首都圏整備委員会企画第一部長)

宇佐美毅(説明員。宮内庁長官)

谷川宏(説明員。大蔵省管財局総務課長)

小林與三(政府委員。自治庁財政局長)

中川董治(政府委員。警察庁刑事部長)

〔発言順。敬称略〕

○山下義信君 銀河丸の状況につきましては、大体ただいまの御報告でわかつたのでありますが、関連いたしまして、私が本日特に承わりたいと思ひますことは、かねて政府の手によりまして建設される予定になつております無名戦没者の墓の建設の件でございます。このことも、すでに海外戦没者の遺骨収集のことを当参議院が特別の要請をいたしまして、実行される当初から、無名戦没者の墓の建設につきましては、強い関心を持つて参つてきたのであります。申すまでもなく、このことが政府におきましても御同意に相なりまして、政府の手によつて建設されるということに相なつたのであります。しかも、そのことは、すでに昭和二十八年十二月十一日の閣議でこの墓の建設が決定され、納骨される遺骨の範囲、あるいは墓の性格等も大体において御方針がきまつたのであります。だんだんと御準備を進められまして、昭和三十一年十二月四日の閣議におきましては、この墓の敷地も、閣議決定してきまつたのであります。すなわちその敷地は、東京都千代田区三番町所在の国有地の一部を充てられることになつたのでありまして、その国

有地の一部とは、すなわち千鳥ヶ淵の水上公園前の、いわゆる宮内庁用地約四千七百坪がこれに充てられるということがきまつたのであります。昭和三十一年十二月と申しますと、すでに二十九年に近い以前のことでありまして、しかるに、今日までその建設が一向に進捗しないというのはどういふわけか。私どもに了解したいのであります。三十二年の予算には、この建設費が計上されておるのであります。しかるに、今年度にはお使いにならない。すなわち建設は一向に緒につかない。この予算は、このまま三十三年度に繰り越していくということ、私どもといたしましては、実にこれは遺憾にたえないのであります。世上いろいろなうわさが伝えられております。どういふわけか。今日までこの建設が進まなかつたのであろう。不審にたえないのであります。この際は、この戦没者の墓の建設が行き悩んできたその事態を明確にさせていただきたいと思う。すでに今日まで、八回にわたって海外戦没者の遺骨を収集され、それらの遺骨は、およそ八万一千九百四十四体と伝えられております。いまだこれが、政府の庁舎の一部にそのままにされておらず、放置されておることについては、国民感情として許されません。どういふわけか。この建設がかくのごとくに遅滞されているのか、明確に願いたいと思うのであります。われわれが聞くうわさによりまして、この敷地の用地には、宮内庁に關係がある、その一部に宮内庁の職員の庁舎がある。これを移転しなければ、敷地が決定することができない。その宮内庁の職員の建物を移転することができない。その敷地問題が解決ができて、今日に及んでいないことを聞くのであります。どういふことなんでしょう。あとで事態が明確になると思いますが、どういふことなんでしょう。私は社会党です。社会党が戦没者の遺骨の問題や、墓の問題を取り上げますことは、いかにもふさわしくないように聞えるかも知れませんが、これらのことは、党派やイデオロギーの問題ではございません。死者に対する礼を厚くいたしますことは、人道的の問題であります。こういうことをおろそかにいたしまして、どこに道義の確立があります。おそらく、思うに政府当局者は、かくのごときことはきわめてささたことであると考えて、事を軽々しく取り扱ってきたのではないかと疑わざるを得ないのであります。宮内庁關係のことによつてこれが渋滞しているとは何事ですか。これらの多くの兵士たちが、天皇陛下万歳と言つて戦死した。その戦没者の墓の建設を促進するのに、宮内庁の關係によつてこれが妨害せられておるとは何事か。

私は、そういう事実があるとすれば、これはゆゆしき問題であると思うのであります。われわれが、千鳥ヶ淵の付近にこの戦没者の墓の敷地を選定いたしますことに賛意を表したのは、一つには靖国神社に近く、一つには皇居に近く、これらの戦没者の霊が永遠に眠るにふさわしい地点であるとして賛成心を表したのであります。その敷地が、この宮内庁關係の庁舎移転等に関連をいたして、解決が長引いて、渋滞をいたしたということ、許しがたきことであると私は思うのでございませぬ。事態を明確にさせていただきたい。また、世上伝うるところによりまして、その宮内庁の宿舎の候補地を他に求めようとする、たとえば、代官町の国有地にこれを移転しようとする、また、またそこには自衛隊が、いわゆる昔の近衛兵とでもいうか、皇居守護の部隊の兵舎を建設するために難色を示しておる。そういうようなことがからんで、この戦没者の墓の敷地が今日まで決定をみることはできなかったということも聞くのであります。これは何と云うことですか。一方では宮内庁が妨害をし、一方では自衛隊が妨害をする。そういうことでこの建設が遅延しておるといふような事実がありとしますならば、私は、これは許しがたき問題であると思つたのであります。この際、今日まで墓の建設が遅延いたしました事情を明快にさせていただきたい。私どもが、この建設の促進を小林厚生大臣の時代に強く要求いたしまして、昭和三十一年の十一月には、地鎮祭を執行したはずであります。一年半近い以前に地鎮祭を行い、それなのに、建設が進まぬというようなことは、私はこれを黙過するにしのびませぬ。本日は、關係者の方に御出席をいただいたのでありますから、東京都關係としましては、都市計画の上でどういふ問題があつて、どういふ御交渉をなされたのか。これらの点につきまして、当委員会で御証言が願いたいののであります。また、その敷地に関連いたしましたの緑地帯の計画等に関しましてはお考えもお示しを願いたいののであります。また、厚生省當局と解決がついたならばついで、どうならどう、懸案になつておるなら懸案になつておるという状態を明確にされたのであります。宮内庁長官も出席を願つておりますから、宮内庁としては、どういふ考えを持っておられるか。どういふ關係があつたのであるか。今後この戦没者の墓の敷地の問題について、どう協力されるというお考えであるかということも明確にされたのであります。また、首都圏整備委員会の計画部長が出席ということでありまして、また、首都圏整備委員会としては、どういふ意見を持っておられるか。またどういふふうにご協力す

る考えであるかということも明らかにされたいのであります。大蔵省の政府委員御出席であると思つたから、大蔵省關係者としては、ことに管財局長としては、どういふ方針を持っておられるかということも明確にされたいのであります。従いまして、これらの問題をすべて総括して、厚生大臣としてはどういふお考えであるか。今後の建設の見通しについて、御所信を御表明を願いたい。いつごろ墓を作つて下さるのか。いつごろまでには建設を終了されるというお考えであるかということも、明確に御表明を願いたいと思つたのであります。従いまして、私は、総括的には厚生大臣から御答弁を願つて、關係の各位とされましては、今日までの経過並びに今後のお考えにつきまして、明確に御証言を願いたい、かように考えるのでございませぬ。○國務大臣(堀木鎌三君) 正式にまだきまつたわけではございませぬが、無名戦没者の墓につきまして、だんだん経過をお話しになつて、おしかりを受けたことにつきましては、非常に私としても申しわけなく考えております。実は私、厚生大臣になります直前の五月三十一日に、今いろいろおあげになりました關係當局の事務當局が、一つのこの墓につきましての覚書を作つておるのであります。と同時に、今御指摘のように、三十二年の予算におきまして、約五千万円をすてに計上して、そうして国会において御審議の上、通過しておるような状況でございまして、円満に進行することと思つておりましたが、自後どうもこの問題が具体的に進んでいないということを発見いたしまして、まことにこれでは申しわけない次第であり、予算を通過さしていただいた国会に対しても、また、特にその推進力になられませんでした本委員会に対しても、申しわけないというふうにならぬと思つた。実は、少し余談でございますが、この問題が延びておりますことについて、砂田重政氏が、亡くなられるちようどその日に、ちようど山下さんが怒られると同じように私に怒られた。めつたに怒つたことのない人が怒つたのであります。で、それより前に、実は私自身が大臣として現地を見に参りました。これではどういふ事務當局にまかしておけない。私自身の責任において、早急に解決したいというので、現地に参りまして、将来の構想を練つたわけでありまして、ただ事務當局の方といたしまして、今お話のように、各關係官庁にわたる問題で、一つは宮内庁の官舎敷地になつておる。その官舎敷地を移転してやるために、大蔵省が相当心配しなければならぬ。なお、建設省關係におきましては、緑地帯に指定してある。私どもとしても、最初きまりました案よりは、実はでき

るだけりつはなものを作りたい。当初の二千数百坪では、何と
いってもふさわしくない。約五千坪程度はぜひほしいという考
え方を持っておりました。そういう関係から、関係事務局自
身も、そういうふうな各方面の考え方を織りませて、しかも御
趣旨に沿うようなこの無名戦士の墓地を建設したいという
ところから、実は延びまして、まことに申しわけございません
やと、最近になりまして、いよいよ関係事務局の考え方も
まとめることができました、直ちにあの場所を地ならしいたし
まして、工事にかかり得るような状況に相になりました。はなは
だ延びておりましたが、やっとその運びになりました。
この上は、一日も早く設計に沿って工事を試行したい。ま
あごく一部、完成というには、植樹その他の点がありますので、
それらについては、時期も選ばなければなりませんかと思いま
すが、今年の、三十二年度に予算が残りましたことは、まこと
に申しわけございませんが、一日もすみやかにこの工事にかか
りたい。今後は順調に参るだろうというふうな考え方でおりま
すので、今年の半ば過ぎまでにはぜひ完成したいと思いま
うふうに考えておりますので、御了承を願いたいと思いま
す。
○山下義信君 厚生大臣に総括的に御答弁をいただきたいのであ
りますが、竣工の時期についての確たる御返答がなかったよう
に思うのでありますが、その点を承わりまして、御病後でもご
ざいますから、厚生大臣への質問はこの程度にいたしまして、
あとは、関係部局に質疑したいと思えますが、竣工の時期
につきましてはいま一度御答弁をいただきたいと思えます。
○国務大臣(堀木鎌三君) 大へん怒られまして、なんでござい
ますが、今私は、まあこれで行けば、秋には……、ただその、
何と申しますか、こまかくまだ工事の段組を……、やと土地
の問題が解決しましたものですから、基本的な工程その他につ
いて、何と申しますか、私どもとしては、敷地にどれだけかか
って、これがどれくらいという、一つ一つのダイアグラムを作
らなければなりません。しかし、秋ごろまでには一応完成した
い。しかしそれが、それじゃ全部、全然もうあと手を入れなく
ていようになるかどうかという問題は、もう少し具体的なダ
イアグラムを作りまして申し上げたいと思えますが、今のところ、
秋ごろまでには完成いたすという決心をいたしております。
○委員長(阿具根登君) 次に、参考人の御意見を聴取いたした
いと思えます。東京都副知事佐藤基君にお願いいたします。
○参考人(佐藤基君) 無名戦没者の墓の件であります。これ
は、先ほど山下委員からもお話がありました。きわめて有意

義な企てで、東京都としても、これについて十分御協力申し上
げている次第であります。このいきさつにつきましては、先
ほどお話のありました、昭和二十八年に届出があつて、東京都
については、道路のつけかえという点に関して三十一年に御連
路があつたのであります。図面なしでお話して、ちよつとお聞
きにいかと存じますが、ところが、この道路つけかえという
問題が、経費も非常にかかりますし、また、その道路をつけか
える場所がいわゆる都市計画公園区域でありますので、しかも、
東京都の考え方といたしましては、道路をつけかえなくても、
りっぱな無名戦士の墓ができるというふうな考えでおつたので
あります。そこで、それに基きまして、政府の関係者と連絡し
まして、最近に至りまして、道路をつけかえないで、道路は従
来通り掘ばたの方に置いておいてもいいということにきまりま
したので、あとは、東京都としては、一日も早くこれができ
ることを望んで、こういうふうな状況であります。従いま
しません。
○委員長(阿具根登君) 次に、水野首都圏整備委員会事務局計
画第一部長にお願いいたします。
○政府委員(水野客君) 本問題につきましては、昨年ござい
ます。厚生省の方から私どものほうに、関係各省と非常に関
係が深いので、いろいろ中を取り持つてあつせんしてもらいた
い、こういうお話がございまして、私ども委員会といたしまし
て、この重要性にもかんがみまして、できるだけ早く円満に解
決いたしますように努力して参つたわけでございまして、そこ
で、まあいろいろなきさつがございましたが、結局この無名戦没
者の墓をりっぱなものにする、東京の大きな名所にする、こ
ういふような観点に立ちまして、私どもは、いろいろあつせん
もいたしたわけでございまして、その間私どもは、もうできるだ
けの努力をいたしたつもりでございまして、何分微力な点もご
ざいまして、時日を要したわけでございまして、先ほど厚生大
臣からお話がございましたように、最近に至りまして、やと
解決をいたしまして、閣議決定になりました。約二千四百坪、
ここの無名戦没者の墓の用地以外に、それに隣接しておりま
す宮内庁の敷地約二千四百坪程度を無名戦没者の墓に追加をす
る。こういたしますと、閣議決定になりましたものよりは広く
なりまして、そうしてりっぱな墓になると考えられるのでござ
います。そうしてまあこれは、宮内庁御当局にも非常に御配慮
いただいたわけでございまして、宮内庁宿舍用地といたしまし

ては、代官町の方へ移つていただく、こういうことで、大体解
決をしたような状況でございますので、今後私どもといたしま
しては、その線に沿ひまして、無名戦没者の墓のところ、な
お一部宮内庁の宿舍用地が若干残りますが、その分につきま
しては、公園決定をはずす、あるいは代官町に宮内庁の宿舍の代
替地を求めるわけでございまして、その代官町につきましても、
公園決定がなされておりますので、その点につきましては公園
決定をはずす、こういうような措置につきまして、建設省、東
京都に十分私どもの力から申しまして、そういう措置をとりま
して、この無名戦没者の墓並びに宮内庁宿舍の建設が円滑に行
われますように、努力するつもりでございまして。
○委員長(阿具根登君) 次に、宮内庁の答弁を求めます。
○説明員(宇佐美毅君) 無名戦没者の墓の建設につきましては、
大体千鳥ヶ淵の宮内庁の官舎敷地という話がぼつぼつ出ました
のは、三年くらい前かと思ひますが、具体的に厚生省から御相
談がございましたのが一昨年の暮れ近くだと思ひます。いろ
ろ、宮内庁といたしまして、他で立ち退きを命ぜられたお
りような宿舍もございました、あの土地を将来のそつらつ敷地
として存留しておりましたが、ほかならぬ墓地建設でござ
いますので、先ほど御指摘になりました通りに、そのうち二千
四百坪を差し上げるといふことで、それが基礎になります。
一昨年の暮れの十二月の閣議決定に相なつたわけでございま
す。それに伴ひまして、予算措置もせられますが、その敷地内
——あすこ全部は約六千三百坪ほどございまして、そのうち、
そのとき決定になりました敷地の中にございます建物六戸を
移す、その地ならしの予算は宮内庁、建てかえる方は大蔵省と
いうことでございまして、本年度に入りまして、宮内庁といた
しましては、整地もいたしたわけでございまして。ところが、そ
の後、先ほどお話のございましたような、道路のつけかえ問題
等で困難な事情がございまして、代替地を出すから、もう少しほ
しいということがございまして、官舎地区でございまして、
他にあればけつこうだといふことで、進んでおつたのでござい
ますが、先ほど来他の方から御説明申し上げましたように、い
ろいろな事情がございまして、だんだんおくれましたが、最近
になりまして、代官町に一部代替地をいただくというところで、
解決を見たわけでございまして。結局六千三百坪のうち、そこに
ございまして十六戸の建物を移す土地を除きまして全部をこの無
名戦没者の墓のために提供するというところで解決を見たわけ
でございまして、ただその住宅の移築の方は大蔵省の方で今度

やっていたら、わけてございます。すみやかにこの大事なお仕事が進むことをわれわれとしても念願をしておるわけでございます。いろいろな事情でおくれたことはまことに申しわけないことでございますが、われわれといたしましては、きまつた線である努力をしたことだけは御了承をいただきたいと思っております。

○委員長（阿具根登君） 次に、大蔵省御答弁願います。

○説明員（谷川宏君） 大蔵省といたしましては、三十一年の十二月四日の閣議でございました方針の通りまして、大蔵省が本件につきましてやるべきことを着々努力をして参つたわけでございますが、簡単にその間のいきさつを御説明いたしますと、大蔵省といたしましては、宮内庁の宿舎が、これは行政財産の公有財産になっておりますが、十六戸本地の上にありますので、これを他に移転をするということをやらなければならないわけでございますが、そのための予算措置といたしましては、三十二年度の予算で八戸分、八百万円程度、それから三十三年の度分として八戸分、やはり八百万円程度、合計千六百万円程度の予算を用意していただけてございますが、そこで三十二年度の八戸の移転につきましてでもいっていい状態にあらわけてございますが、ただいままで御説明がありましたようないろいろな事情でそれが延び延びになつてございまして、同時に、もう一つの問題といたしましては、当初の閣議決定の墓の大きさがその後いろいろ関係各省の間で御研究になった結果大きくなつたわけでございますので、その結果宮内庁の持つております土地の方まで食い込む、その結果その土地にかわるべき土地を、大蔵省が持つておる皇居に近いところにかわりの土地を何とか確保したいという宮内庁の御要望がございましたので、私どもといたしましては皇居に近いところでは、宮内庁の御要望もごもつともでございますので、皇居に近いところと探しますと、代官町の一部の敷地しかないわけでございます。そこも先ほどお話がありましたように、自衛隊の方の御希望もありますし、またさらに私どもとしては、国有地をいかに利用するかというところは総合的に将来の計画を全体としてひくく考へてきた上できめなければいけないという建前をとつておりますので、今すぐあいているから宮内庁に差し上げるということはなかなか困難な事情もございまして、さらに最近きまりました代官町の一部の敷地を宮内庁の方に所管がえをする土地につきましても、その上に現在警視庁

の拳銃射撃場がある、それを取りこわさなければ宿舎が建たないというような事情もございしますので、なかなかさきから宮内庁に差し上げることが今まで困難であつたわけでございます。最近関係各省との話し合いで話がきまりましたので、大蔵省としては、先ほどの宿舎の建設費のほか、将来の宿舎の予定地として千五百坪程度を大蔵省が現在管理しております代官町の土地を宮内庁に提供するというにいたしましたわけでございます。

○山下義信君 私はね、この種の問題でございますから、いろいろに申し上げて、この建設に汚点を印するようなことは自分としても避けたいと思ひます。当委員会が本問題を取り上げることになりまして、関係の各位が御熱心に御協力いただいたことは、私の方からむしろ感謝いたしたいくらいで、よく御協議をしていただきました。お話を聞いて建設がスムーズに進むということになりますれば何をかいわんやでございます。言いたいことがたくさんあります。追及したいこともたくさんあります。しかし、この神聖な墓の建設の経過に不快な記憶を残すことは、本員といたしましては本意ではございませんので避けます。先ほど私が冒頭に申しましたことで、関係各位は十分御反省をいただいたことであらうと思ひますが、将来とも御注意に相なつて、国民が非常の不愉快な感情をいだかないように、ことこの宮内庁に職を奉ずる者十分戒心を加へ、今後とも善処されんことを強く要望いたしておきます。私は宮内庁長官にいま一度今後の御所信を承わつておきたいと思ひます。

○説明員（宇佐美教君） 本問題につきましては、当初からわれわれといたしましては誠心誠意務めたつもりでございますが、ただいまいろいろおしかりも受けたのでございますが、御趣旨に沿つてわれわれとしてはできるだけの努力をいたしたいと思ひます。

○山下義信君 関係者に対する、今お述べになりました方々への質疑は、ただいま申し上げましたような趣旨で私は省略いたします。他の委員の質疑は別でございます。この際関連して承わつておきたいと思ひます。それは、自治庁並びに大蔵省管財局総務課長にお尋ねをしておきたいと思ひます。実は、ただいま問題として何つたのは、国の建設する無名戦没者の墓についてでございますが、なお従来からあります全国各地にわたつての戦没者、あるいは殉難者等に、国に殉じた者の墓園等につきまして、全国的に見ますと、非常に荒廃をいたしてございまして、目に余るものが多々あるようでございます。これは終

戦直後古領軍の命によりまして、いろいろとこれを取りこぼし、あるいは廃止し、あるいは処理をいたしたような関係もあつたかと思ひますが、相当全国的に、私どもが見まして、問題になるようなものが多々あるのでございます。これは、ここで一々具体的に申し上げたいのでございますが、時間の関係もありますから省略いたしますが、ずいぶんひどい状態でございます。しかも、そういう状態は数十個所に及んでおる。最近各市町村とも、何といひましても人生における最大の礼儀をもつて処理をしなければなりませんこれらの墓地のことでございますから、各市町村当局におきまして、管財局からこれらの墓地の払い下げを受けて、そして市町村において管理をしたいというので、それぞれ申請、あるいは希望等を表明してございまして、

そこで、自治庁に伺いたいと思ひますが、こういう状態でございますから、市町村において、この国に殉じた人たちの、いわゆる戦没者の墓等の保管等につきましては、これら公共団体で維持、管理をさせてはどうかと思ひますが、自治庁はどういう方針を持つておられるかということをお尋ねしたいと思ひます。これは憲法の規定や、憲法そのまま自治法に引いておられますあの宗教に関する問題ではないと思ひますので、墓でございますから……それらの疑念はないと思ひますのでありますが、自治庁としてはどういふ方針を持つておられるかということをお尋ねしたいと思ひます。

また関連して、大蔵省管財局としてはどういふ方針でおられるか。実は、管財局自身が現在管理者であるが、ほつたらかしてある、荒廃に帰したままになっておるので、具体的に私はそれらの地名を一々資料を所持しておるのでございますが、管財局としてあるいは払い下げたのがあつて、しないのがあつて、はなはだしきに至つては個人に払い上げてしまつて他に転用されていられるのがあつて、いろいろあつて、どういふふうな方針でおられるかということをお尋ねしたいと思ひます。どういふふうな方針でおられるかと思ひます。

○委員長（阿具根登君） ちよつと速記をとめて。

（速記中止）

○委員長（阿具根登君） 速記を起して。参考人の方には非常に御多忙な中を御出席願ひまして、まことにありがとうございます。適宜お引き取りをお願いいたします。どうもありがとうございます。

○政府委員(小林與三次君) 地方団体が、それぞれその地域にあるいろいろな関係の墓地等につきまして、これを自主的に管理をする、こういうことは、私は、憲法並びに自治法がこの政教分離という建前をとっておりますが、そうした特定の宗教にかかわりがなく行われますことにつきましては、特に憲法、自治法に抵触しておるものと考えする必要もないのじゃないか、こういうふうにご考えておるのであります。

○説明員(谷川宏君) お答え申し上げます。現在の法律の建前におきましては、国が直接墓地を管理することもできます。また地方公共団体におきまして墓地の用に供するというためでありますと、無償貸付、あるいは譲与、ただで公共団体に差し上げるわけでございますが、そういう道も開かれております。そこで私どもといたしましては、大蔵省が直接墓地を管理するということは適当ではございませんので、できるだけ地方公共団体が管理していただくという方向でその墓地を――墓地の用に供する土地を、国有地を公共団体に譲与するということにならしていききたい、かように考えております。

○山下義信君 大蔵省管財局の御方針をきわめて明快にお示しになりましたのであります。私はよくこれを了とするのであります。そういう御方針でございます。現在、すでにいろいろと申請が出ております。や、懸案になっております。いろいろなこの種の問題につきましては、できるだけ一つ適切に、すみやかに御処理を願いたいと思っております。いかがでございますか。

○説明員(谷川宏君) 具体的に十分検討いたしました。すみやかに処理をしていきたいと思います。ただ、具体的に事務は各地の財務局、あるいは財務部でやっておりますので、さらにこれらの地方の優先機関に対しまして、今後落度がないように指導をしていきたいと思います。具体的の場合に、ほんとうに墓地として、新しく墓地を作るのか、そうじゃないのか、先ほどもお話がございましたように、転売をするというようにすることがないように、十分個々の事案を検討していきたくて考えております。

○山下義信君 先ほど自治庁の小林さんから御所見の御表明があったのでございますが、自治法との関係はよくわかったのでございますが、今、管財局がそういう御方針だということになりますれば、外地方の市町村等におきましてその種の希望、計画、要請等があります状態を御調査をいたしまして、できるだけ何らかの、自治庁としての御方針といえますか、御指導

といえますか、適当に一つ御心配を願いたいと思っております。小林さんの御意見を承わつておきたいと思っております。

○政府委員(小林與三次君) 今のお話でございますが、自治庁、それぞれの市町村、県がそうした仕事を自主的にやることにつきまして、われわれも差しかえないと思っておりますが、自治庁が積極的に乗り出して、そういう問題をどうこうするといふことは、自治庁の役目から申しまして、そこまでするのはいかがかと、これは率直に申しましてそういう感じがいたしておるのでございます。

○山下義信君 だんだんと事態が明確になりました。ことに墓の建設が急遽促進するということで、本員も、せつかくこの問題を委員会でお取り上げ願ったかがあると思っております。多とすのであります。最後に私は、警察庁長官の御出席をいただいております。警察方面の御所見を承わりたいと思っております。

実は、国の無名戦没者の墓をやつていただくことをわれわれは要請いたしました。当時から、大いに注意をしなくてはならぬことを考えたのでございますが、この全国至るところに忠霊塔の建設、あるいは戦没者慰霊碑等の建立等を名目といたしまして、相当な何と申しますか、いかがわしい計画等が續いてまいりました。あるいはこれらを利用する犯罪行為、詐欺事件等が相当あるのではないかと思うのであります。これらにつきまして警察当局はどういうふうにお取調べになっておられますか。また、今後ともどういふお取締りの御方針でおいでになるかということをお承わつておきたいと思っております。

○政府委員(中川董治君) お話の問題に限らないのでございますが、いろいろ地方等で寄付金募集に関連して問題があることは多いのでございます。寄付金募集で、正常な正しい寄付金は、もちろんわれわれの関与するところではないのであります。そういう寄付金という名目に籍目して、事実と違うことを言つて募金をして、刑法の詐欺などに値する場合は問々見受けられますので、この問題に限りませんが、寄付金募集に関連して詐欺などの起るような事例につきましては、われわれ刑罰法規の適用につきまして常に注意をいたしておるのであります。刑法の詐欺になる以外は、寄付金そのものといいたしましては、御案内のように、社会福祉事業法の関係がございまして、そのほかに、一般的に地方公共団体等で寄付金募集に関して条例で規制なさっている向きがございます。現におひざ元の東京都は、寄付金募集をする場合において、東京都知事の規制があるわけ

でございますが、その規制をもぐつてやつた場合には、罰金刑が科せられておるのであります。そういう規制をもぐつたものについては犯罪として刑罰の適用に努力しておるのであります。今後ともどしどし正しい行為に対しましては助長して参ることは当然でございますけれども、それに隠れて犯罪等があります面につきましては、直ちに追及していきたくて、こう考えております。

○山下義信君 最近具体的に当局として検挙せられましたような事例がございませうか。忠霊塔、慰霊碑等の建設に関連しまして、刑事事犯的なような事件がございましたか、最近はないようでございますか。

○政府委員(中川董治君) これは各地でやつておりますが、しっかりした統計できちつと申し上げることは今不可能なんですけれども、ずっと私も各地の報告を聞いておるのですけれども、大きな事件は今のところないようでございます。最近は。

【四〇九】第三十回国会衆議院予算委員会第二分科会（文部省、厚生省及び労働省所属）議録第四号（昭和34年2月28日）

（発言者） 田中織之進（分科員）

橋本龍伍（国務大臣、文部大臣）

〔発言順。敬称略〕

○田中（織）分科員（略）

最後に一点お伺いをしたいと思いますと思うのですが、これはまだ政府部内ではないと思うのでありますけれども、自民党の中に最近宗教学者に関する特別の委員会ができて、そこでもつばらねらひは伊勢神宮を普通の宗教学者とは別な扱い方をしたいという考え方から、もちろん新興宗教その他の関係もおありだろうと思うのでありますけれども、特別委員会ができて検討されておるやに伺うのでございますが、これは憲法第二十條との関係で、憲法改正ができない関係から、何かそこにあるいは憲法改正からんだ問題になつてくる可能性も私はあると思ふのであります。そういう意味でこれは私非常に重要な問題だと思ひます。その点から見て先ほど申し上げました天皇の神格化ということ新憲法においてやめた、天皇陛下みづから人間宣言をされたという関係、その意味で祭政一致というものを、祭政分離をいたして参りました新憲法の基本的な考え方、またその意味において教育あるいは宗教に対する基本的な理念に觸れてくる問題であろうかと考へるのであります。やはり政党内閣の立場でありますので、与党の中でそういう意見が出、現に特別委員会が持たれるということになりますと、主管省としての文部省の方でも、その点について何らかの準備を進めるといふようなことであれば、これは非常にゆゆしき問題だと思ふのであります。与党限りの問題でありますか、文部省としてこれらの問題について検討の段階に入つておるのであるかどうか、最後にこの点を伺つておきたい。

○橋本国務大臣 端的に結論を申し上げます。文部省としては何もいたしておりません。なお、与党の方のことにつきまして、事が重大なので、私も率直に申して、どういふことだといふことを尋ねてみたのであります。与党の側におきましても、いろいろ意見があるようでありまして、一つにまとまつた方向のためにやつておられるのではないようであります。大きく、何といひますか、派でもありませんが、あの特別委員会を作ら

れました動機になつた考え方としては、一つには、ただいまお話のございました伊勢神宮や靖国神社を、このままでいいかといつたような考え方、むしろそういう面では非常に関心を持つておられる方と、それから新興宗教の取締りといつたような面、今のままでいいかといつたような面でも深く関心を持つておられる方とあるようであります。それで、ただいまのところでは、特別なテーマをあの委員会においても取り上げずに、今日の宗教学者といふのは、一体どういふつもりでどういふふうにしておられるかといふ、逐条審議をしながら基本的な勉強をしまして、今日特別のことを考へておりません。

【四一〇】第三十回国会衆議院内閣委員会議録第二十六号（昭和34年3月31日）

（発言者） 受田新吉（委員）

河野鎮雄（政府委員、厚生事務官（引揚援護局長））

〔発言順。敬称略〕

○受田委員 年金関係の質問に続いて、今回の改正点の一つである千鳥ヶ淵墓苑の性格その他をお尋ねしたいと思ひます。改正案の中に千鳥ヶ淵戦没者墓苑の規定を掲げておるのでございますが、まず最初に伺つておきたいことは、おととい盛大に除幕式が行われたわけですから、この千鳥ヶ淵戦没者墓苑といふものが何を対象として作られたものであるか。戦没者といふところになると、その戦没者の意義、概念といふものはどういふところに置かれておるか、靖国神社に祭られておる戦没者と千鳥ヶ淵墓苑の戦没者との関係はどういふ点について、まずお答えを願ひたいと思ひます。

○河野政府委員 戦没者墓苑の性格をお尋ねでございますが、こういったものを国で作つて参りました趣旨をお話し申し上げますとその辺はつきりいたすのではないかと、かように存ずる次第でございます。

今次大戦におきまして戦没された方々の御遺骨は、十分にこれを処理するひまのないままに終戦をお迎えをした次第でございます。政府といたしましては、その処理につきましては終戦以来非常に深い関心を持つておつたのであります。平和条約が締結されますとともに、これらの御遺骨も逐次収集されるようになつて参つたのでございますが、何分にも今度の戦争は戦場が非常に広大な地域にわたつておりますし、また終戦後十餘年を経過いたしました今日、全部の御遺骨をお迎えすることは事実上不可能でございます。またその一部を収集するといつたにしても、その大部分は氏名の判別ができない、従つてまた御遺族にもお渡しすることができない、こういう事情にあるわけでございます。そこでこれらの御遺骨をお納めする施設を作る必要があるのではないかと、かねてから痛感せられておつたわけでありまして、政府部内ばかりでなく民間におきましても、そういう御意向が非常に強く高まつて参つた次第でございます。こういう情勢に應じまして、去る二十八

年に閣議決定をもちまして、当時無名戦没者の墓という仮称を使っておりましたが、そういうものを国の責任において新設することが決定になったわけであります。こういった趣旨にも明らかかなように、この墓にお納めいたします御遺骨は、今次大戦の各戦域にわたって戦没されました無名の遺骨で、これは各戦域で死没されました戦没者の全体につながるものでございまして、いわば象徴的遺骨というふうな考え、こういった御遺骨をお納めいたします独特の御墓である、かように考えておる次第でございます。また靖国神社との関係についてのお尋ねでございますが、御承知のように靖国神社は全戦没者の霊をお祭りするものであるのに対して、今回完成いたしました墓苑は、ただいま申し上げましたような特別の事情にあります遺骨を納める施設であるということで、両者間にはおのずから違った性格がありますし、概念上も実体上もそれぞれの性格を持つておる、かように考えておる次第でございます。

(略)

○受田委員 (略)

なお今度の千鳥ヶ淵の戦没者の墓苑は、これはいわゆる無縁仏、無縁仏については厚生省で、あるいは地方の世話課で、遺骨を安置してずっと来ておられるのであります。そうした奇るべき英霊のお骨というものをこの墓苑の中に入れるという性格を持つておるかどうか、これもお答えを願いたい。

○河野政府委員 その点につきましては、先ほども実は間接的にお答えをしておるわけでありまして、無縁仏というところと実体と感じが少し違うのであります。なるほど御遺骨は氏名が判明いたしませんし、従って御遺族にお渡しできないものでございまして、むしろ無縁の骨というよりは、先ほどもお答え申し上げましたように、各戦域の全戦没者の御遺骨を象徴しておるもの、全戦没者の御遺骨につながっておるものというふうにお納めは観念をいたしておるわけでありまして、この間の追悼式におきましても、そういう趣旨で、全戦没者の追悼を考えまして取り行なつた次第でございます。

○受田委員 遺骨の受取人のないもの、氏名不詳のもの、こういう人々の、いわゆる無縁仏の今後の扱い方はどうなるわけですか。そういう人々の遺骨は、厚生省や地方の世話課などが仮安置しておつたそのお骨は、どこへどういうふうにお納めすることになるわけですか。

○河野政府委員 氏名の判明しておりますものは、全部各都道

府県にお渡しをしておるわけでございますが、氏名の判明しておりません御遺骨につきましては、全部これを国にまかして、今回完成いたしました墓苑にお納めする、かようにいたしたいと考えております。

○受田委員 そうしますと今度の墓苑は、そうした氏名不詳の遺骨をそこへ納める。しかし氏名は判明しておるが引取人のない遺骨は今後どうなるわけですか。

○河野政府委員 氏名の判明しておりますものにつきましては、県にお渡しをいたしまして、その中で御遺族にお渡しできないものもあるかと思ひますが、そういうものは県の施設に納めたい、かように考えております。

○受田委員 氏名が判明しておる遺骨で引取人がないもの、もちろん引取人があるものは当然御遺族に渡るわけですけれども、遺族に渡らない、引取人がない氏名判明の遺骨があるわけですね。それは地方でどういうふうな……今ちよつとはっきりしなかつたのですが、どこへお納めすることになるわけですか。

○河野政府委員 各府県にお渡しをしておるわけでございますが、大体の府県におきましては納骨施設を持つておりますので、そこへお納めをしておるようでありまして、若干の府県におきましては、陸軍墓地とかあるいはお寺にお預けしておる向きもあるように承知をいたしております。

○受田委員 氏名が判明しておる遺骨は一切墓苑の中には納めない、たとい引取人がなくても納めないという原則が確立しておるのでございますか。これも一つはっきり……

○河野政府委員 その通りでございます。

○受田委員 そうしますと、厚生省としては氏名が判明しない遺骨は、全部墓苑に漏れなく納めるといふことですね。それから氏名が判明している分は府県に一任することですね。それから納骨堂があるとか、あるいは陸軍墓地があるとか、そういういいかげんな措置は、なくなられた戦死者の霊を慰めるのには、はなはだお取扱いがまいであると思ふのです。国として当然遺骨の処理については、適切な方法で地方へ一任しなければならぬと思ふのです。地方へ一任するといつても、基礎のない一任のされた方をしておつては、地方も大へん困ると思ふのですよ。いかがでしょうか。

○河野政府委員 国で今回作りました施設にお納めする御遺骨は、やはり一定のはっきりした限界を設けておくことが、性格を明らかにする意味において適当ではないか、さように考えまして、先ほどお答えしたような方針をとつておるわけござい

ます。府県にお渡しをいたしまして、府県で御受領願つておる御遺骨につきましては、国からも永代供養料を交付いたしておるわけでありまして、これによって各府県がそれぞれの処理をいたしておる、こういう実情でございます。

○受田委員 永代供養料の額はどの程度でございますか。

○河野政府委員 たいま額が手元でございますので、はっきりお答えいたしかねるのでございますが、相当の施設を設けて処理していただくに足るだけのものを差し上げてあるはずでございます。むしろ永代供養料というふうに言いますと、言葉が適当でないかもしれませんが、そういった趣旨のお金を差し上げておる、こういうことでございます。

○受田委員 永代供養料という、たとえば仏教上の永代供養という場合には、国が仏教による供養を指示するということになるわけですね。国費で仏教による永代供養料を出す、そういう宗教との関係はどういうことなんでしょうか。

○河野政府委員 実はそういう誤解があると思ひます。言ひ直したのですが、そういうふうなものであると、仏教とは関係ない、宗教とは関係ないという建前でお出しをしております。

○受田委員 私は今度の千鳥ヶ淵公園に戦没者の墓苑ができたことに対しては、非常に共鳴している一人なんです。あの美しい環境で、長い戦争の犠牲を受けたまたちが眠つておられる。そこへ国民が自由に行つて敬意を払い、あるいはレクリエーションの場として利用してもらつていかうことは、国民的な観点から見ても非常にけつこうなことだと私は思つておるのです。ただせつかくこうして、いわゆる国民公園とも称せられるような形で、霊が眠つておるといふこの墓苑のあり方についてはっきりしておかなければならないことは、特定の宗教に関係を持たないこと、あるいは靖国神社というような、英霊には非常に関係は深いけれども、神社の形式を持つところとは関係がないこと、こういうものがはっきりしておつて、すべての宗教を超越した性格のものとして取り扱わねばならぬということであると思ふのです。従つて今回の墓苑の設計等についても、非常に苦労されておると思ふのですけれども、墓という言葉を使う以上、墓とは一体何かということが定義づけられなければならぬと思ふ。一体この墓苑、墓というのは、これは宗教に全然関係のないものである、死者の霊を祭るしるしとしては、宗教的には超越したものであるというような根拠をお示しいた

○河野政府委員 お墓ということで、直接宗教との結びつきはないものと実は私も考えておるのであります。いかなる宗教に属すべくとも、その御遺骨を納めるためにお墓をお設けになり、また宗教と関係のない方も、やはりお墓をお設けになるのではないかと、かように考えるのであります。墓ということと宗教とは直接結びつきはないのではないかと、かように考えておるわけでありませう。御質問にございましたように、特に国で設置をいたし、また国で管理をするこの種の墓苑につきましても、宗教との結びつきということについては、さようなことのないようにいたしたいと私も考えておる次第でございます。設計をしていただく際にもその趣旨を十分お話をいたし、設計者の方もその趣旨を体して非常に御苦心をされまして、一宗一派に片寄らない、超宗教的な設計というふうなことでいろいろ御苦心をいただき、今回完成したような施設ができたわけでありませう。私もといたしましては、宗教と関係を持たない施設として今後も管理していく、かように考えておるわけでありませう。

○受田委員 墓の定義はどういうところにあるのですか。
○河野政府委員 私も正確なお答えはいたしかねるのでございますが、大体の気持はいたしました。御遺骨をお納めいたしました、それによってなき人をしてのぶよすがである、かように考えていいのではなからうかと思っております。学問的にいまして必ずしも適切なお答えではないかもしれませんが、気持としてはそういうふうな考えでおる次第であります。

○受田委員 ゆりかごから墓場までということが、厚生省のおはこの社会保障制度であり、またわれわれ社会党も、人生のすべて、生まれ落ちて死ぬまでの道のりに対する国のあたたかい保障制度というものを期待している政党です。そういう意味から墓ということになりますと、これは死者の霊をそこへ安らかに眠らせるしるしだということに解釈すれば、あらゆる宗教を超越した墓ということが考えられるわけです。これ以上墓場の話は遠慮申し上げますが、戦争の犠牲を受けた戦士たちの霊に對しては、あたたかい思いやりといたわりとを持って、静かに眠ってもらおうという気持を国民が持つことは、これは当然のことですから、そういうことについては厚生省としては、さつき名前にはわかつていないが引受人のない遺骨ということですね。だれも引受人がない遺骨などはやはりここへ納めてあげていいのじゃないかと思うのです。永代供養料を払って府県にまかせるといふことでなくて、おそらく厚生省にも氏名がわかつておるが、引受人のない遺骨などがまじって保管されたことがある

のじゃないかと思うのですが、そういうことを考えたならば、引受人のないお骨も一緒に埋めてあげるといふお心が必要じゃないか。名前がわかつておるものはここへ入れないという原則を示されたのですが、それはやはり引受人のない霊に對しての冒瀆じゃないか。私は相済みぬと思うのですが、厚生省としては、名前がわかつておつたらここへ納められない、たとい引受人のないお骨であつても納められないという原則を変えることはできないのでしょうか。

○河野政府委員 ここへお納めするお骨の今後の問題につきましては、ただいまお話のございましたもののほかにもいろいろ御意見はあらうかと思っております。ただいまの方針といたしておりますところは、先ほど来申し上げた通りでございます。一つには墓の性格というものはつきりさせておく必要があるのではないだろうかというふうな趣旨からも、ただいま申し上げましたような方針をとつておるわけでありませう。国がそれを管理すると申ししても、やはりこれは国民のものでございませう。今後のこの墓の運営なり性格なりの問題につきましても、そういう必要のあるお骨も考え合わせまして、慎重に善処していく必要があるのではないだろうか、かように考えております。ただ、ただいま考えておるかどうかというふうにお尋ねがございませう。先ほど来お答えした通りに考えておる、かような事情になっております。

○受田委員 最後に局長さんにお尋ねしたいと思っております。今後この墓苑の維持管理ということ、やはりそうした長い戦争の犠牲者としての霊に對する敬意を払う意味からも、大事に行われなければならぬと思っております。ここがいわゆるレクリエーションの場となり過ぎて、汚れることがあつてはならない。常にある程度の壮厳さと、そして清潔さを保持して、墓苑の体面が保てるように厚生省は考えておられると思うのですが、維持管理に要する経費というものは今後どの程度用意されておられるのか、及び管理方法について職員をどういうふうにしておるとか、管理者をどういうふうにしておるとか、こういうこともお聞きしておきたいと思っております。

○河野政府委員 できませう。実は引揚援護局においてお世話をしたのでありますが、今後の管理についてはこの法律で明らかにしてございます。大臣官房において管理を願うことになっておるわけでありませう。来年度予算にも管理費を計上しておるわけでございますが、ちよつと今数字を持ち合わせてございませう。ただ職員はすでに専任の所長を発令してご

ざいます。これは事務官でございます。それからそこにとまり込んでお世話をする方もすでに配置をいたしておる。そのほか一、二の職員を配置するように伺つております。ただ国だけでそれを管理していきまする点につきましてはいろいろ行き届かない点も出て参りますことも考えられますので、これは従来この墓苑の建設に非常に御協力いただきました各種団体が協力いたしまして、奉仕会というふうなものを設置されております。本来は国の責任でやるわけでありませうが、その足りないところを補うという意味で、この奉仕会の御協力もいただきながら、ただいま先生がおっしゃつたように国民の気持に合つたように、社敵のうちにも清潔を保ち、また国民に親しまれるような方向に管理をしていきたい、かように考えておる次第であります。

○受田委員 私もう一つ、次の家族計画の問題に入ります前に伺いたいと思つておる。この墓苑は、芝の世界一の塔とともに東京の一つの名所となると私は考えておる。観光的にアメリカの無名戦士の墓のような形に考えられる傾向があると思つておる。そういう意味からも観光客の遊び場所になり過ぎて權威が冒されることがないといふことを、特に厚生省で約束していただきたいものだと思うのです。私はそれが非常に氣を使つておることです。これは約束していただければと思つておる。

○河野政府委員 御趣旨に沿うように努めて参りたいと思つておる。

【四一】第三十一回国会参議院内閣委員会会議録
第十八号（昭和34年4月7日）

（発言者） 矢嶋三義（委員）

池田清志（政府委員、厚生政
務次官）

〔発言順、敬称略〕

○矢嶋三義君（略）

最後のお伺いいたしましたは、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が先般あの地にでき上ったことは御苦労でした。非常にけっこうなこととでございます。これを国立公園部の方で維持、管理されると、そうして常勤職員を二人置かれるやに承わっておるわけですが、お願いしたい点は、清浄な地として維持、管理できるように、格段の意を払っていただきたい。二人の常勤では私は無理じゃないかと思うのですよ。最近のこの国立公園部の維持、管理を見ていますと、皇居前の公園にしましても、あるいは新宿御苑にしても、一時よりはずっと管理状況がよくなってきたようですが、先般私は土曜日の夜に——話が違いますが——上野の公園に花見を見に行ったわけです。花見の状況を見に行ったわけですが、とてもかく驚いたのです。まさに外国人なんかに見せられるものではなくて、国辱ものです。それについてはここで多言をいたしません、あなたのところの所管の国立公園、特に今度これは戦没者の霊を慰める場所ですから、常勤二名予定されているということですが、願わくば省内で操作されて、若干ふやせるものはふやして、とてもかく敬虔にして清浄なる場所としてぜひ維持管理していただきたい。これは強く要望するとともに、これに対する御見解を政務次官から承わって、きょうの質問は終了です。

○政府委員（池田清志君） 千鳥ヶ淵戦没者墓苑につきまして、長いこと皆様方の御協力をいたしておりましたが、幸いにも去る二十八日竣工をいたし、天皇、皇后両陛下の行幸啓を仰ぎまして慰霊祭をおごそかにとり行うことができましたことは、私ども心安らかなるものがございます。皆様方に心よりお礼を申し上げます。

御承知のように、あの墓苑はいわゆる聖域として長く長くりっぱに保存していかなければならない所です。国立であります関係上、厚生省の私どもがそのことを担当いたし、省内におきましては公園部がこれに当るのであります。これは

まさしく御指摘の通りに私どもは考えておるところであります。これに配置いたしました二名をもちましては少いではないかという御指摘でございますが、これは御承知のように宮城、外苑につきまして管理をいたしておりますところから、その管理課と一緒にあわせましてこれを管理して参りますので、現在におきましては御趣旨に反するようなことはないと確信をいたしております。なおまた、この墓苑につきましましては、御承知のように奉仕会という民間団体もおできになっておりますので、この方々もその聖域維持に御努力していただくことを私は感謝をいたします。

【四一二】第三十七回国会参議院予算委員会会議録
第六号（昭和35年12月22日）

（発言者） 藤田進（委員）

池田勇人（国務大臣、内閣総
理大臣）
館哲二（委員長）

〔発言順、敬称略〕

○藤田進君 答えられない、答えられないですよ、結論はね。与党のように八百長でいくならば別だけれどもね。まあそういうわけで、一つはつきり答えてもらいたい。ただ、長い御答弁が、それがわれわれの欲しているところではない。予算のかからないことで、靖国神社を今度一つ国の方の性格を帯びてというようなことを要求されているように聞くのであります。この間伊勢神宮については何か総理が談話発表のような形をされていたようですが、どうですか。

○国務大臣（池田勇人君） 靖国神社の問題は聞いておりません。それから伊勢神宮の取り扱いについては私は談話を発表した覚えはございません。

○藤田進君 三種の神器に關係して……。

○国務大臣（池田勇人君） 三種の神器につきましても申し上げたことはございません。ただ、あそこに記帳いたしましたときに、池田勇人と書きましたら、内閣総理大臣と上に入れてくれと、こう入れられたらどうですか、私は池田勇人として参りました、内閣総理大臣という肩書きを入れなかつたことは事実でございます。それだけで、伊勢神宮の取り扱いについてどう言うことはございませんし、靖国神社のことはまだ聞き及んでございません。

○藤田進君 ほかの人から答弁して下さい、だれか。文部大臣の担当でしょう。

○委員長（館哲二君） それでは文部大臣を呼びますから続行して下さい。

【四一三】第三十八回国会参議院内閣委員会会議録
第二十三号（昭和36年4月28日）

（発言者） 下村定（委員）
高田浩運（政府委員。厚生大臣官房長）
木村又雄（説明員。厚生大臣官房国立公園部長）
〔発言順。敬称略〕

○下村定君 千鳥ヶ淵の戦没者公園、あれは厚生省の御所管と思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員（高田浩運君） 厚生省の所管でございます。

○下村定君 あの趣旨が十分に徹底していないような感じがするのでございます。と申しますのは、あれはいわゆる仏教で言いますと、無縁の人の墓地ですか、あるいはそれを含んだ全般の戦没者の代表的墓地であるか、その点の解釈がいろいろ民間ではなっております、その点いかがでございますか。

○説明員（木村又雄君） ただいま千鳥ヶ淵の公園につきまして御質問がございましたが、それが単なる無縁仏の、戦死された無縁の方のお墓であるか、それとも全国の戦死者を象徴するものであるかという御質問でございますが、今のところは、必ずしもどちらであるというふうな結論は出ておらないのでございまして、決してそれは単に無縁の方だけの墓地であるという考え方はなくして、むしろ無名戦士のお墓というふうな考え方に立って現在のところ私どもは管理し運用しております、こういう状況でございます。

○下村定君 これは質問ではございませんが、外国の元首等が日本に來られましたときに、千鳥ヶ淵墓苑にも行かれない、靖国神社にも行かれないということ、私非常に残念に思う。反対に、たとえば皇太子殿下が外国においでになれば、戦死者の墓地には必ず御拝礼になる。しかるに、日本だけがそういう例外になつておるといふことは、どうも私は納得がいかないのであります。これは厚生省関係のことだけではむろんございませぬが、一つ厚生省におかれましてはそういう点を御配慮いただきまして、さつそく今年の秋にはアイゼンハワーも來られるということになつておりますので、そういう際に、何とかそれが実現されるように御配慮をお願いしたいと存じます。

○委員長（吉江勝保君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（吉江勝保君） 速記をつけて。
他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

【四一四】第四十回国会衆議院予算委員会第四分科会議録（運輸省、郵政省、建設省及び自治省所管）第二号（昭和37年2月20日）

（発言者） 安宅常彦（分科員）
佐久間彊（政府委員。自治事務官（行政局長））
藤井貞夫（政府委員。消防庁長官）
〔発言順。敬称略〕

○安宅分科員 行政局長にちよつとお伺いしたいのですが、このごろ盛んに神社関係の寄付、それが奉賛会という名前で各県知事、市町村長というのが支部長だとか、あるいはその次の役員になつて、その名義で各地域にたくさん寄付の要請がきておるわけです。これはあなたの方の所管外だと言われればそれまでの話であります、しかし、行政局長として非常に重大に考えてもらなければならぬのじゃないかと思つております。こういうことが行政の指導面で行なわれており、このために地方住民に非常な迷惑をかけておるのではないか、そういうことについて何か気がついたり、これに対して神社庁というのですか、そういうところに話を持ち込まれたりしたことがありませんか、ちよつとお伺いしたい。

○佐久間政府委員 地方自治法には、憲法の規定を受けまして、地方公共団体が宗教上の関係で寄付をいたすことは禁止をされておるわけでございますが、今お話のような地方団体と別個の団体がいたすことにつきましては、直接禁止をする規定はございません。しかし、地方公共団体がいたせば脱法的な実態を、他の別個の団体がすることになりますと、これは望ましいことではないかと考えておりますが、そういう問題につきまして、自治省といたしまして、これまで調査をいたしましたり、あるいは注意を喚起いたしましたりしたことはないようございませぬ。

○安宅分科員 それでは、全然知らないのかもしれませんが、山形県なら山形県で、たとえば靖国神社の奉賛会、明治神宮の建設奉賛会というのがある。初め明治神宮の方が二、三年前大へん問題になつてきたのです。そうして明治神宮は関係ないじゃないかということ、非常に大きな反響を受けたわけですが、知事が支部長になつたり、市町村長が何か役員になつたりして、それでもつて町内会あたりに割り当てる、これはおかしいじゃ

ないかということになって、初めのうちは金の集まり工合がよろしくなかったようです。ところが、新手を考えまして、このごろは靖国神社を正面に出してきたのです。山形県の例で言いますと、靖国神社の経費がいろいろかかる、それで遺族の方を中心に、靖国神社がすたれていくのは、国民として英霊に対してはなはだ申しわけない、こういう文章になっておりまして、そういう中に、おかげさまで明治神宮の方も大がい集まりましたからお礼を申しますと書いて、今度は明治神宮と靖国神社の方を一緒にもらっておるのです。そういうやり方を今山形県あたりではしておるのですが、こういう奉賛会やなんかの定款や予算などについて、何か情報を収集したり、どういうふうになつておるかということをお調べになつたことがありますか、ちよつとお伺いしたい。

○佐久間政府委員 特に調べたことはございません。

○安宅分科員 それで非常に問題がある。というのは、私ずつと調べてみたのですが、なるほど山形県知事だとかいう名前の封筒を使つたり何かはしておりません。すべて市役所なり役場なりから町内会長などを通じてそういう要請がくるのでありませんが、その予算を見ますと――初めからないのですから、借入金か何かでやっていると逃げられるといけないので調べてみたのですが、ほとんど県の用紙を使い、市町村の用紙を使つております。封筒もなるほど印刷はされていなければ、ガリ版で町の市の職員が作業をしております。そういうことは、奉賛会という名前であつて、これは自治省の関知するところではない、こういうふうにおつしやるかもしれませんが、町内会長に市役所から流してよこす、やり方も指示してよこすということになりますと、町内会長やそういう人はその市によつていろいろな報酬を若干ずつ出しながら委託仕事をさしておるところもあるわけでありまして。こういう諸君が表裏一体になつて寄付を要請される。こういうことになりまして、地方住民は、私のところだけは反対だと言つたつて、隣近所もあるものだから、どうも出さざるを得ないような格好になつてしまふ。靖国神社だから遺族の人は倍くらい出してくれということになるわけでありまして。そういうことになりまして、憲法違反もいゝところ、脱法行為もいゝところ、変な工合になつておるんじゃないかと思うのであります。もしそういうことを市役所なり県が、名前だけ知事の名前、名前だけ市長の名前を貸しておる格好はとつておりますが、実態は職員がそういう仕事をし、県の用紙を使つておる、市の用紙を使つておるといふことにな

りますと、これは行政上ゆゆしい問題じゃないかと思うのであります。この点はどうお考えになりますか。

○佐久間政府委員 御指摘のような内容の事実でございますれば、これは大へん問題があるかと思つております。それと、特に宗教上の問題という関係なしに、一般的に部落民に強制的な寄付をやるということについては、またその点についても遺憾な問題だと思ひます。

○安宅分科員 そういうことがありますならばということなんです。が、ぜひそういうことについてあなたの方で一つ調べてみて下さい。それでどういうふうになつておるのか、一つ資料を出してもらいたいと思つております。どういう形式をとつておるか、これは非常に重要な問題なんです。これは金額も少くないのであります。靖国神社のあれを見ますと、山形県の場合、百円納める者が普通会員、百円以上納める者が正会員、三百円以上納める者が特別会員と、何かずつと階級があるわけでありまして。ところが、町内会ごとに市役所の方から割当が来るのです。だから割当を消化するために、規約にも何もないことを頭で考えて、遺族の人は三百円ずつとか、遺族でない人は百円ずつとかいうふうに、でたためにやつておることが非常に多いのであります。実態を、単なる用紙を使つたか使わなにかという調査のみならず、どれくらいの税外負担といひますか、そういうことが實際行なわれておるのかという資料をできればやつてもらいたいと思ひます。

さらに、これは宗教上の問題だけではありません。こういう非常におもしろからざる現象というのがあまりに多過ぎるんじゃないかと思ひます。たとえば消防の協会の費用であります。これは市役所から納税告知書と同じような紙で、そして税金の集め方も、大体町内会あたりによつてよこしておるのであります。それが、それと一緒に来るのです。そうするとこれは納めざるを得ない。こういう形式は正しいのかどうか、ちよつとお伺いしたいと思つております。

○藤井(真)政府委員 ただいまの消防関係の寄付金の問題であります。が、安宅先生のお話になつておる件につきましては、私の方も承知をいたしておるのであります。そういう意味で内容も相当程度調べてみておるわけでございますが、大体今お話しになりましたような形式でやつておるようであります。こういうやり方は、私の考えをいたしましても、これは著しく不当であるといふふうにお考えます。なるほど消防関係の熱意のほとばしりといふような点がございまして、その点に対しては敬意

を表しますけれども、何か納税告知書みたいな格好でこれを集めていくというやり方につきましては、やはり反省をしてもいい、改めてもらわなければならぬといふふうにお考えをしております。その角度から強く指導をいたしたいと思つております。

(略)

○安宅分科員 時間がございませんので、私も簡単に言いますから、答える方も簡単明瞭にお願ひしたいのであります。

これは先ほど行政局長にお話をしたのでありますが、例の靖国神社とか明治神宮のそういう例の場合におきまして、こういうような行政機構を通じて職員を使い、その消耗品を使い、町内会などの組織を動員して、このような寄付行為をやるという現実が具体的にあつた場合には、それはいかぬといふことを行政面とした指導するといふことがあなたできますかどうか、それを聞きたいのです。

○佐久間政府委員 お話のように、行政機構を使い、役所の用紙を使い、徴税令書を使つてやる、そういうようなことはいかぬと思ひますから、指導をいたします。

【四一五】第四十回国会衆議院社会労働委員会議録
第二十七号（昭和37年4月11日）

（発言者） 永山忠則（委員）
山本浅太郎（政府委員、厚生
事務官（援護局
長））
〔発言順。敬称略〕

○永山委員（略）
同時にまた、準軍属の犠牲者を靖国神社に合祀するというよ
うなことは、金が要るわけではないのですし、国家命令で国の
犠牲になった方々に対する一番大きな処遇の道ですから、この
点に対しては関連してお尋ねするのですが、厚生省の方で特に
直ちに実行できることとございますから、実行をお願いしたい。
（略）

○山本（浅）政府委員（略）
次に、靖国神社の問題については、靖国神社自体がきめるこ
とでございますが、永山先生からそういう強い御要望の御披露
があったということは、十分神社側にもお伝えしておきたいと
存じます。

【四一六】第四十回国会衆議院社会労働委員会議録
第二十八号（昭和37年4月12日）

（発言者） 中野二郎（委員長）
灘尾弘吉（国務大臣、厚生大
臣）
受田新吉（委員）
〔発言順。敬称略〕

○中野委員長 この際、委員長から一度厚生大臣並びに当局に
質疑をしてみたいと思いますが、戦傷病者戦没者遺族等援護法
あるいは恩給法の実施の経過にかんがみても、両法が
実施されて約十年になるのですが、今日なお未処理の段階が相
当多いようであります。これは戦争の犠牲者として当面の人は
なかなか容易でないと考えます。従って、援護法のワクを拡大
するか恩給法のワクを拡大して、これら戦争の尊い犠牲者に対
して報ゆる道を作らなければならぬと考えておるものでありま
すが、今回のこの改正の場面から直ちにというわけには参りま
すまいが、最も近い将来において、これらの人々をすみやかに
そのワクの中に入れて適当なる処置をすることの意思があるか
どうか、こういう点は国民精神作興の上からも非常に大事な問
題であるかと私は思うのであります。現にこの戦争によって戦
死をし、あるいはそういうものが現認されない段階において、
いろいろな面でこれが入っていない人たちが、靖国の神社に祭ら
れていない人たちが相当あると思うのです。これらの遺家族の
ことを思いますとき、すみやかに当局はこれに対する処置をす
べきであると思うのですが、厚生大臣はどういうふうにか考
えられますか、この機会に明確にしておいていただきたいと思
います。

○灘尾国務大臣 受田委員の御質問もございまして、また重ね
て特に委員長からのお尋ねでございます。その委員長のお心持
が全委員会のお心持であろうと私も思うのであります。そのお
心持につきましては、私ども全く同様に考えております。政府
といたしましては、誠意を持ってこの問題に対処したいと思
存じておりますから、さよう御了承願いたいと思存します。

○中野委員長 すみやかに善処されるように要望いたしてお
きます。
（略）

（略）

○受田委員（略）

最後に、この問題は、あなたは国務大臣のお立場から御答弁
願いたいのですが、韓国人、台湾人等で、日本国民として日本
軍人として応召をし、戦死した。こういう人々が今靖国神社に
祭られておりますかどうか。

○灘尾国務大臣 祭られていないと承知いたしております。

○受田委員 たとい今日韓国人であって、台湾人であって外国
人であろうとも、その人が戦死したときは、日本人として、
英霊として戦死したのです。その人は靖国神社に祭られてない、
こういうことになる、その死なれた、今は外国人であるが、
当時は敵たる日本軍人であったその英霊に対しては、どうおこ
たえするかです。

○灘尾国務大臣 御指摘の問題につきましては、私十分一つ研
究してみたいと存じます。

【四一七】第四十回国会衆議院内閣委員会議録第二十九号(昭和37年4月19日)

(発言者) 藤原節夫(委員)
小平久雄(政府委員、総理府
総務長官)
[発言者] 敬称略

○藤原(節)委員(略)

さらに、遺族が非常に念願しております、靖国神社を国家でお祭りをしてもらいたいという問題がございます。これは総理府の直接の所管じゃないかもしれませんが、これもある意味で精神的な遺族の優遇といえますか、安定といえますか。ともかく自分の肉親を国家にささげた、その英霊を祭つてある靖国神社を国としてお祭りを願いたい。たまたまアメリカの占領政策によってああいうことになっておるのを括て置くべきではないのじゃないか。これは恩給局がとやかくすべき問題じゃありませんが、総理府として総務長官のもとで、大いにこれは積極的に御考慮を願いたいという要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

○小平政府委員 たいいま傷痍軍人の問題は、あるいは遺家族の問題、さらに靖国神社の問題等いろいろお話ございましたが、これらの問題は、目下の行政組織から申しますと、政府でまぢまぢに扱つておる、その間に統一も完全にはできていない、こういうことも事実のようでありますので、十分この点を各省と打ち合わせをいたしまして、できるだけ先生の御要望に沿い得るように努力いたしたいと思ひます。

【四一八】第四十三回国会衆議院予算委員会第二分科会議録(生務員、文部省、厚生省、労働省等) 第二号(昭和38年2月18日)

(発言者) 倉成正(分科員)
西村英一(国務大臣、厚生大臣)
[発言者] 敬称略

○倉成分科員 原爆犠牲学徒の援護に関する御質問を申し上げます。

政府におきましては、今国会におきまして戦傷病者戦没者遺族等援護法を改正せられまして、いろいろな面においていろいろな条件を緩和されまして、戦没者遺族の処遇についていろいろと御配慮をいただいておりますことは、御同慶にたえないところであります。ところで、これらの戦没者の遺族と同様の立場にありながら、あまり大きな声を出すことのできない原爆犠牲学徒の問題について大臣に聞いていただき、御所見並びに対策についてお伺いしたいと思つたのであります。長崎大学の学生の問題であります。昭和二十年八月九日午前十一時二分に長崎に原爆が落ちたことは御承知の通りであります。当時長崎医科大学並びに医学専門の学生が四百六十七名、この医学部において解剖学の講義その他いろいろな講義を受けておつたり、あるいは実習をいたしておつたわけでありまして、不幸にして原爆中心地が長崎大学のすぐそばでありましたために、これらの四百六十七名の学生、生徒諸君はほとんどこのとうとい犠牲になつたわけでありまして、当時御承知のように医者が非常に足りない時代でございましたから、これらの学生諸君はいろいろ医者の方々の助手として民間の医療活動の応援をしておつたことも事実であります。またこの八月九日には原爆の中心地において鋭意医学の研修に努めておつたわけでありまして、そこで問題は八月九日という時点でありまして、これは通常から申しますと、夏休みに入るわけでありまして、これは通常から申しますと、長崎在任の者だけではなくして、九州のみならず全国から学生が参つておるわけでありまして、当然これは通常の状態でありまして、夏休みとして郷里に帰つておつたと考えられるわけでありまして、そこで、八月九日にこういつた長崎大学の実習を受けておりながら原爆被爆を受けたという事は、何らかの国家的な要請があつたのではないか、たとえば軍医が非常に足りないから、とにかく夏休みは早くして早急に軍医を養成しな

ければいけないというような要請その他いろいろあつたと考えられるわけでございます。当時長崎大学の教授をしておりました調という教授がおられるわけでありまして、この方の記憶によりまして、文部省その他から何らかの要請があつて——詳しい法律の名前はわからないけれども、そういう指示によってこういう勉強をしておつたといわれるわけでありまして、何分時間がたつたことでありますから、その記憶をつまびらかにすることができないのが非常に残念であります。そこでこれらの学生諸君の父兄といたしましては、戦後十八年たちまして、各戦没者の遺族の方々の援護がだんだん充実して参りますし、これらの方々は、そういった国家的な扶助のみならず、靖国神社にも祭られて、国家のために死んだのだということ、非常に厚い処遇を受けているにかかわらず、これらの学生諸君の父兄は何らのそういった恩恵を受け得ないということ、まことに残念だという気持ちを持っておりますし、だんだんこれらの父兄も年をとつて、中には死亡された方もあるわけでありまして、そこでこれらの方々の要請の第一点は、ちようど動員学徒と同じような意味においてこれらの遺族の方々に扶助年金を支給していただきたいということでありまして、第二は動員学徒と同様に靖国神社に合祀していただきたいという点であります。第一の問題につきましては、これは国家総動員法その他法律がいろいろ明らかになれば当然こういう処置がとられると思うのであります。特に第二の問題については大臣の特別の御配慮をお願い申し上げますのは、これらの遺族の方々の一番のねらいは、扶助年金等が受けられれば、もちろんこれが一番いいことには相違ありませんが、そのことよりもさらに重要なことは、これらの自分たちの子弟が決して犬死にをしたのではない、単に戦争によつてばく然と死んだのではない、とにかく一生懸命国家目的のために働いておつて死んだのだから、これを一つ認めていただいて、せめて靖国神社に祭つていただいて、そういう立場の父兄の気持ちも慰めていただくし、これらの死んでいった学生諸君の霊も慰めてもらいたい、こういう非常に純粹な気持ちの要望が強いわけでありまして、この点についてほかにもこれに似たような例が若干あるとは聞いておりますけれども、いかような処置をされるつもりか、一つ伺いたいと思ひます。

○西村国務大臣 原爆の被災者につきましては、ほんとうにお気の毒でございます。たいいま政府としてやっておりますことは、非常にお気の毒でございますが、一般戦災者との関連もありませんので、援護法その他の対象になつておらないのでござい

すが、原爆被害者の身体上の問題もありますので、医療の問題につきましてもできるだけお世話をしていただくのでございます。今倉成さんからお尋ねの件でございますが、長崎において相当の学生の方がなくなったということで、遺族の方々にとりましては非常にお気の毒な次第でございますが、この方たちがただ単にその大学に行っておつてということでございますと、一般の被災者と選ぶところがないわけでございますが、もしこれが今あなたも述べられましたように、何らかの形で軍の命に服しておつた、あるいは動員学徒と同じような準軍属のような勤めをしておつたんだということが積極的に行かれますと、遺族の方々に對しても、さらに報いることができるのじゃないかと思つて、その一点でございます。遺族に報いるにいたしても、金の問題は別といたしても、靖国神社に祭るということもございましたが、やはりその問題もおそらく準軍属というふうなことにならないのかというふうなことが問題になると思ひますので、そうでなければ原爆のみならず焼夷弾で死んだいろいろな方々と同じような処遇しか、お気の毒でもできないのじゃないかと思はれるのでございますから、そういうようなことをもう少し調査をして、動員学徒あるいはそれに近いようなことであつたのじゃないかというふうなことを、もう少しせんさくし、検討することが第一の問題じゃないかろうか、かように私は考えておるのであります。

○倉成分科員 たいだい大臣のお話のように、これが全然何らかの指示がなくて原爆にあつたということであれば、一般の被災者と同じように扱わなければならぬということはお説の通りだと思ひます。しかし先ほど申し上げましたように、八月九日といへば、学校の夏休みに当たるときに、しかも五名、十名の人ではございません。四百六十七名という大量の人が原爆でなくなつたという事実は、これは動かすことのできないことではあります。しかもこれら兄弟の焼けただれた無残な死骸を抱いて、ほとんど骨さえわからぬというふうな形で、この骨を求めて歩いた肉親の悲しみは、いやすことのできないことではありますから、これはもちろん厚生大臣におきまして、また文部省にもお願いいたしまして、これらの根拠の規定について、これからのいろいろ検討していただきたいと思つておりますが、かりに百歩譲りまして、それらの規定が十分明らかでなくとも、せめて靖国神社に祭つて、これらの学生諸君の霊を慰め、遺族の気持を何とか慰めてあげることにはできないものかということを考えておりまして、私も実は靖国神社あるいはい

ろいろな援護会その他各地を歩きまして、いろいろな方面と折衝を交はしたしてみただけであります。どうしても援護法にひっかかるということでありませぬ。そういたしますと、どうも実情に合わないのじゃないかという気がいたしますので、できることなら援護法を一部改正いたしまして、そういう特殊なケースについては一つ靖国神社にも祭れる——これはもちろん靖国神社は国家の行事と無関係でございますから、これを直接というわけにはいきませんが、慣例としてそういうことになつておるようでございますから、そういう救済の方法はないかということをお、特に大臣にお願いを申し上げたいのであります。この点について一度御答弁いただければ幸いです。

○西村国務大臣 あなたがおつしやいましたように、靖国神社に對しまして国家はそれと直接関連は持ちません。持ちませんが、御承知のように靖国神社にということに関連性があれば、やはりそれに相当するところのことをやらなければならぬという関連性も持つてきます。従いまして御趣旨のあるところは十分よくわかりましたから、私の方もさらに進んでやはり同情を持つて一つ検討をいたしてみたいと思ひます。従いまして、事情に最も詳しい先生でございますから、その辺はまた御協力を願ひまして、私どもも前向きな姿勢で同情を持つて検討をしたい。今ここでそうだとこの確言だけは保留させていただきますかと思ひます。

○倉成分科員 今大臣の非常に同情ある御発言がございましたので、一つ今後私どもも十分いろいろな資料を整えて御協力申し上げたいと思ひますので、こういった非常に小さい声ではございますけれども、気の毒な人々を救つていただきますように、ぜひお願いを申し上げます。

【四一九】第四十三回国会参議院社会労働委員会会議録第七号（昭和38年3月5日）

（発言者） 徳永正利（委員）
西村英一（国務大臣。厚生大臣）
山本浅太郎（政府委員。厚生省援護局長）
渡海元三郎（政府委員。厚生政務次官）
〔発言順。敬称略〕

○徳永正利君 大臣は、まだ予算委員会が始まつて二十分くらい時間があるというふうな何つたのですが、大臣お急ぎのようですから、私は、大臣にごく一点だけ伺つて、あとは政務次官にお伺いしたいと思います。

今度の予算で、追悼式の式典に関する予算が計上されて審議されているようですが、追悼式に關する予算が計上されて審議されていくような方々、あるいは、また、工場で亡くなられた方々、そういうような方々に対する追悼の式典をあげられるのだからと思ひますが、その式典の性格はどういうものなんでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣（西村英一君） 今回の戦争によつて、非常にいろいろな犠牲者ができたわけでございますが、一般のこの戦争の批判は別といたしましても、国のために亡くなられたというふうな方々、あるいは、また、戦争による非運にあつて死なれた方々の追悼をやつたらどうかという意見がずいぶん従来からあつたわけでございます。で、本年度私たちは、そういうような目的で大蔵省との予算の折衝をいたしまして、ようやくその追悼式の費用に充当する若干の経費を見込むことができたのでございます。今、徳永さんからお尋ねの、この追悼式の性格は一体何だということではあります。まだ私たちとことんまで詰めてはおりませんが、大体この戦争の犠牲になつて倒れた人、あるいは、また、悲運な死に方をした方々、広く戦没者と申しますか、亡くなられた方々の追悼を、ひとつそれに対して弔意を表したいというふうなことを考えておるわけでございます。

○徳永正利君 そこで、私は、その追悼式が国民にどういふふうな受け取られ方をされるかということが、また一つ問題があるだろうと思つております。で、これは何と申しまして、日本がこんなにつつばに発展して参りましたのも、いろいろな犠牲者

がありますけれども、二百数十万の若い青年たちの命を積み重ねた上に日本のこの発展があるわけでございますから、これももう思想とか主義とかは乗りこえた一つの私は平和への祈りではないかぬと思うのです。いろいろな道行きは、考え方としてはあると思えますけれども、ひとしく再びそういうみじめなくさをやつちいかぬという国民全部の決意と、それから豊かな、平和な、しあわせな暮らしのできるような一つの祈りの一瞬を持つということがこの慰霊祭の意義ではなからうかと思つてございます。そこで、当日は、全国の国民が、道行く人も、工場でハンマーを握る人も、あるいは、たんぼでくわとる人も、家庭におる人も、全部がそういうような敬虔な祈りを捧げる一瞬を持たれるようなひとつ式典をあげていただきたいということを希望するわけでございますが、この点について大臣のお考えを伺いたいと思つております。

○国務大臣(西村英一君) 先生のおつしやるとおりでございます。この追悼式を特定な部分に限るとかいうようなことではなしに、やはり広い意味での追悼式にしたいと、かように考えておられますし、また、でき得るならば、国民のほんとうの真心をこめた弔意を表わしたいというために、国民の旗を掲げてその追悼の意を表わそう、さような気持ちで、そこで皆様方の弔意を表わしますとともに、われわれの平和への祈り、こういうものも十分含めまして、反省のこもった国民的な追悼式にしたというのを考えておる次第でございます。実行に關しましては、諸先生方にいろいろ御相談をして、ほんとうに国民的な弔意の式としたいと、かように考えておる次第でございます。(略)

○徳永正利君 それでは政務次官にお伺いたします。先ほどお話になりました追悼式というのは、今日まで何回ぐらいおやりになっておりますか。

○政府委員(山本浅太郎君) 経過でございますから、私からかわつて御説明申し上げます。従前、これまで国が戦没者の追悼式をやりました例といたしましては、講和条約の発効の機会に昭和二十七年五月でございますが、新宿御苑に両陛下をお迎えして、全国戦没者追悼式典の第一回目を挙行いたしました。次いで国が建設いたしました千鳥ヶ淵に戦没者墓苑が竣工いたしました機会、すなわち、昭和三十四年三月に、これまた両陛下をお迎えいたしました戦没者追悼式を行ないました。なお、この間、昭和二十八年に、南方八島方面に政府の遺骨収集班を派

遣いたしました以降、各主要の戦域に八回であったと思つて、遺骨収集団を派遣いたしました。遺骨をお持ち帰りいたしました機会に、東京でそれぞれの戦域の戦没者の追悼式典を行ないました。なお、昨年八月には、ソ連の墓参団が帰りました機会に、ソ連関係地域の戦没者の追悼式を挙行した、これが今までのおもな戦没者追悼の式典であると考えております。

○徳永正利君 私は、ソ連圏の様子はよく存じませんが、日本の人々が向こうに参りまして、亡くなった方々には非常に丁寧に参りしているということ、新聞あるいは現地に行かれた人から聞いておるわけでございますが、そのほか外国の例をとりましても、いろいろ丁寧にそういう方々に対しては、つばなお祭りをやっておるといふふうに見受けられるわけでございますが、外国の例、外国では一体どういふことをやっておるか、厚生省でお調べになったものがありましたらお聞かせ願いたいと思つております。

○政府委員(山本浅太郎君) 厚生省もあまりよく研究が行き届いていないのでございますが、わかっております二、三の例を申し上げます。まず、イギリスにおきましては、毎年第一次世界大戦の休戦記念日の十一月十一日、この日の属します週の日曜日に毎年ウェスト・ミンスター寺院と、それからホワイト・ホール街、これはたしか戦没記念碑のあるストリートだと存じますが、ここで二カ所毎年厳肅な追悼式典を行なつておるように聞いております。それから、西ドイツにおきましては、毎年十一月の第三日曜日を「国民慰霊の日」というように呼びまして、当日は公的機関はすべて弔旗を掲げ、式には連邦議会の本会議場で式を行なうことになりました。この式典には総理大臣が執行委員長となりまして、全閣僚、あるいは全国会議員、それから遺族代表が参列をいたしまして、非常におごそかな行事がもちろん全額国庫負担で行なわれると聞いております。それから、イタリアにおきましては、毎年主要な戦役の記念日を選びまして、当局、遺族、各種宗教団体、そういう合同によりまする戦没者の合同慰霊祭が各地域ごとに行なわれておる、こういうふうな承知いたしております。

○徳永正利君 いつおやりになるのか。今年度はいつにお考えでございますか。

○政府委員(渡海元三郎君) いつ行なうかということにつきましては、ただいま徳永委員からの御質問に對しまして大臣が答えられたような趣旨で、これを行なう日にふさわしい日を選びたい、かように考えております。あるいは私たちも反省の日と

して、八月十五日も一案だろうと考えておりますが、なお各方面の御意見を承りまして、できれば今後毎年行ないたい、かように考えておりますので、十分検討して決定したいと思つておりますが、まだその日等につきましては、具体的に決定に至っておりませんので、御了承を賜りたいと思つております。

○徳永正利君 わかりました。わかりましたが、どうか八月十五日も一つの案であらうと思つておりますが、慎重に御検討になつて御決定いただきたいと思つております。

それから、経費がことは五百万円何か予算に計上されておるようでございます。そこで、私は、その経費の大小じゃない、これはもう精神的な問題でございますから、経費の大小をとかく言うわけではございませんが、どういふふうにお使いになるのか、その点を御説明願います。

○政府委員(渡海元三郎君) ことしの予算総額は五百万円でございますが、式場関係費は、できるだけ壯麗にはいたしません。節約をいたしまして、私たちは、御参列賜わる全国の遺族代表等に対する旅費等も、国の行ないます行事でございますから、ぜひこの経費の中から多数御参列賜わるように使用したいと、かように考えておりますが、具体的数字につきましては政府委員より答弁させます。

○政府委員(山本浅太郎君) ただいま政務次官の申したとおりでございますが、遺族の出席旅費につきましては、最低三、四名はお願いしたいと思つておられますが、各県では、県費負担でも多く出したという御希望を持っておる県が非常に多いように伺つておりますので、ただいま政務次官の申しましたような気持ちで一応国の予算としては三百三十八万円程度はこの方面に回せると思つておりますが、現実の御遺族の御参列は、ただいま政務次官の申しましたような趣旨で、なるべく無理のないようなことで大ぜいお集まりできるような工夫をしてみたいと思つております。

○徳永正利君 経費はわずかでございますから、東京に集まつて来るというのはいへんだろうと思つておりますが、まあ地方の方も、そういうふうな今、局長のお話のように、なるだけ参列をよけいさせたいというふうな御希望もあるようでございますから、この点についても、地方庁に對しまして、厚生省はよろしく御指導をお願いしたいと思います。しかし、ここに何万人集めようが、全部の人間が集まれるわけじゃないし、先ほど大臣の御答弁もございましたように、これはただ集まつて来て、そうして集まつた人たちがそこで祈りをささげるといつたような

必要ならば調べて御返答いたします。

○村山委員 あとでお調べになつてもけつこうですが、これは、そういう国宝や重要文化財に類するものは全然ございません。何か建築上学的な価値があるかどうかというような問題については、これは問題はないわけですね。ただあなたがおっしゃるように、靖国神社にはいまままで戦争で倒れた戦死者の魂が祭つてあるということだけでしよう。

それからこういうことが書いてある。法隆寺、東大寺、本願寺、天主堂、こういうような寺院や教会が堂々と教材になるならば、国民のほとんどが関係がある靖国神社は、なおさらのこと無視されてはならない。この法隆寺、東大寺、これは歴史学の上から言っているのですよ。どういふことが文化的な価値があり、どういふような先人の遺業をしのぶかということが問題であつて、そういうような政治的な論争の上からものを申し上げておるのではない。ですから学校の教科書のあり方、教育観というものについては、あとで教科書の本質論について文部大臣から伺いますが、私がここで取り上げておりますのは、法隆寺あるいは東大寺、これは歴史的に見て、日本の先人が今日まで残してまいりまして国宝なり重要文化財がどういふふうに取り扱われているかということでありまして、これはどうですか、ただお寺があるというだけでですか。

○福田政府委員 お答え申し上げますが、この本願寺あるいは東大寺等につきましては、長い歴史の所産でもございます。宗教的な問題にかんがみましてもいろいろと考えるべきものがその中にあると思います。しかしながらここで言っております本願寺、東大寺等は、歴史の産物として文化的な見地からこれを教科書等に取り上げているということを指摘していると思ひますが、これは長い日本の歴史の中で、そういう文化的な価値というものを肯定してのことでございます。靖国神社自体は、これはなるほど歴史は浅うございます。しかしながら浅くても明治以来の社会におけるいろいろな背景というものを保持しております。そういう意味で、文化財でなくても、これを取り上げるといふことは、別に教育的に軍国主義の鼓吹だとかいふことでなしに、日本人としてこういうものはどうだということとは、当然知つておいていいはずでございます。

○村山委員 あなたは靖国神社を、歴史の教科書の中に復元されようというお考えなのですか。どういふような権限からそういうことをお考えになつてそれを命ぜられるのですか。

○福田政府委員 私は靖国神社を復元しようといつてここで申

上げておるわけではございません。ただ本願寺や奈良の東大寺等を引き合いに出して御質問になりましたので、歴史は短くても、日本人として靖国神社があるという、その靖国神社のおい立ちその他については知つておいて悪くはない、当然知つておくべき事柄ではないか、こういうふうに考えるわけでありまして。(名答弁だと呼ぶ者あり)

○村山委員 名答弁ではなくて、それは迷つておる。東大寺、あるいは法隆寺というのが教科書に出ているのは、そういうような宗教的な立場から出ているのですか。靖国神社のことを言われるのは宗教的、信念的な立場ですか。やはり宗教なり信仰あるいはそこに神が祭られているというのは、一つの信心に属する問題ですから、そういうような問題からあなたはこの東大寺、法隆寺、あるいはその他本願寺、天主堂という問題をおられるのですか。

○福田政府委員 東大寺や法隆寺を考えます場合に、もちろん文化財としての価値を知らせるという点に、重点があると思ひますけれども、宗教としての半面を全然記述しないということではなくて、やはり宗教についてもこういう昔の宗教のありさま等を引き合いに出しまして、そして文化的なものを説明をしていくというような取り扱ひ方が多く行なわれておると思つております。

○村山委員 そういうような宗教は、小学校の社会科の本の中で取り扱ひなさい、こういうようなことは学習指導要領のどこに書いてありますか。

○福田政府委員 学習指導要領の中には、文化や伝統に対する正しい把握をさせるという意味において、これを教科書に取り上げるといふ方をしております。したがつて宗教そのものを広める、あるいは宗教的に考えましてたくさんあります中の、特定宗教を指して、それをPRするといふような形では、基本法にも抵触するわけでありまして、そういうことではなくして、やはり昔仏教なら三十何派あつたといふ、そういうものから触れることは一向差しつかえなからうと思ひます。

○村山委員 われわれの祖先がその時代の特長、伝統とかあるいは宗教というものを文化的な遺産として残したという上においては、これを客観的に取り上げる必要はあるわけですね。しかしながらこの歴史の上で、法隆寺なり東大寺といふ問題を取り上げられておるのは、こういうふうな宗教的な立場から取り上げておるのじゃないかと思つておるのです。そうでしょう。宗教的な立場から天守堂あるいは本願寺あるいは東大寺、法隆寺とい

うものを歴史教材の中で取り上げなさいということは、私たちが一ぺんも聞いたことはない。またそういうようなことを学習指導要領にも書いていない。私が言つておるのは、こういうようなものの中には、日本民族の文化的な遺産といふものが今日の日本民族の上でどういふふうな関係があるのかという上において、先人が残した遺業をとらえていかなければならない。これがわれわれの今日の建前とするならば、あなたは初中局長だから御承知ないかもしれませんが、法隆寺、東大寺あるいは本願寺、天守堂といふものは、国宝なり重要文化財はどの程度でございますか。

○福田政府委員 たくさんあると思ひます。

○村山委員 小学生向きの答弁をなさつては困る。わからなければわからないで、あとで調べてお答えしますといふのがあなたの立場じゃないですか。それを、それはたくさんあると思ひます。まるでわれわれを侮辱するような答えをされるということとは、これはあなたは行き過ぎじゃないですか、どうですか。

○福田政府委員 後ほど調べて御返答いたします。

○村山委員 私もこれは調べて初めてわかつたのですが、法隆寺とかあるいは東大寺、法隆寺の場合は飛鳥時代なりあるいは奈良時代の歴史的な一つの経過の中に立つて、重要文化財なり国宝といふものが約五十件ある。あるいは東大寺、これは大仏殿、三月堂といふようなものが相当あるわけですが、これはいわゆる奈良、鎌倉時代の時代的な特長を現わすものとして、歴史教材の中に取り上げられて出ているわけですね。本願寺の場合には、桃山時代、こういう歴史的な背景といふものがある。それから天守堂といふものは、ヨーロッパ建築の、いわゆるフランスのゴシック的な建築のあり方といふものを西洋建築からとらえて、一つの重要な文化財としてここに取り上げられておる。こういうような歴史の上において一つの文化的遺産として取り上げられてきた問題をここで対比しているのは、宗教的な問題と同時に、これをごつちやに取り上げているので、そこに私は問題があるといふことを指摘したいわけですね。そういうような論法ですべての問題を論じられてくるとするならば、これはあまりにも常識的な、あまりにも一方的な自分たちの考え方といふものを押しつけることになるのじゃないか、こういうような調査がおつておるといふことは、私は、こういうふうなものに対してはこうしなればならないという立法府の立場から規制をしなればならないと思つておるのです。こういうふうな考え方といふものは、文部省の一つの主たる傾向として今日考えられている

傾向なんですか、どうなんです。
 ○福田政府委員 こういう考え方が、全部の調査官の考え方でないと思います。もちろんそれぞれの専門の立場においていろいろの意見を持つておることは、これは各人自由でございませう。そういう意味では、いろいろな意見を持つておると思いません。

○村山委員 そこで、国民主義というような名のもとにごまかしておられると思うのだが、こういうような今後新たに改定される——来年は改定期に当たりますね。教科書の問題をずっと調べてまいりますと、われわれの考え方からするならば、小学校においては多少問題があるけれども、中学校の社会科の教科書等を調べてみると、わりあいよくできていますと私は率直に思うのですよ。だけれども今後においてこういうような考え方のもとにこれから教科書行政というものが、特に検定というのが、国会の立法府の意思というものは完全に離れて、独立して進行を始める、これは大きな問題が出てくるという心配をいたしましたので、この際この問題を取り上げたわけですから、

【四二一】第四十三回国会衆議院内閣委員会議録第二十三号（昭和38年6月4日）

（発言者） 藤原節夫（委員）

〔敬称略〕

○藤原（節）委員（略）

もう一つは、靖国神社の問題であります。ことしは全国の戦没者の慰霊祭を厚生省がおやりになる。何でも日比谷公会堂でおやりになるようでありますが、これにつきましても、遺族はそういうお祭りはぜひ靖国神社でやってもらいたいという希望も相当ある。また、千鳥ガ淵にある戦没者墓苑でそういうものはやるべきだという議論もあります。これらも十分お考えの上で日比谷公会堂ということになったのだと思いますが、ことし行なわれる慰霊祭の場所の問題ではなく、これらに対する国としての態度というものは、これは私この前も申し上げたのであります。考えなければならぬのじゃないか。靖国神社が宗教法人であるというふうな、ばかなことをつけをいつまでもそのままにしておくことにはないと思うのです。何か教義を布教するような団体でもないし、これは全く国のために生命をなげうった人々に対する国全体としての感謝の府でなければならぬ。これは当然国が維持管理すべきものである。同じような趣旨で地方における護国神社等につきましても、それぞれ地方団体でお祭りをすべきものだ。これも強い要望であるし、池田総理が人づくりなんというならば、こういう点について、国家道義というふうな立場からも、ぜひお考えを願わなければならぬ。これもいまここで御答弁をいたさうとは思いませんが、政府としても十分お考えを願いたいということを申し上げて、終わります。

【四二二】第四十三回国会衆議院内閣委員会議録第二十四号（昭和38年6月6日）

（発言者） 受田新吉（委員）

山本浅太郎（政府委員、厚生事務官（援護局長））

〔発言順。敬称略〕

○受田委員（略）

八月十五日の戦没者の追悼式に対して御答弁願える政府委員は援護局長ですか。——この戦没者の追悼式の趣旨を御説明願いたい。

○山本（浅）政府委員 過般の戦争に対します批判はいろいろの見地からなされると思いますが、そういう過去の戦争に対します批判とは別に、大戦に従事いたしました生命を投げ出した人あるいは外地におきまして思わざる生命に遭遇して前途有為の生命を断られた人、あるいは内地におきましても、原爆とか空襲等によりまして多くの犠牲者が出ておりますが、こうした直接的な戦争の犠牲者に対して心から敬弔の誠をささげるとなると、そうしたいわば私ども後代に残っております者の人柱としては、散り果てた人々、私どもが今日享受しております平和は、実はこうした非常におびただしい犠牲者の上に築かれておるのだというふうなことを思いますと、われわれが享受しておる平和自身が非常にとうとういものであるということを皮膚に感ずるようなあり方であらねばならないと考えます。したがって、こうした戦没者に敬弔の誠をささげますとともに、平和への祈りの気持ちを高めたい、こういうことで戦没者の追悼の式を行なうこととしたわけでございます。

なお、このような国による戦没者の追悼式を行なつてほしいということは、非常に長い間、遺族団体、あるいは動員学徒援護会、あるいは引揚者団体連合会等におきましてもずいぶん以前から要望され、また、都道府県の民生部長会議の非常に多くの議決の中で、第一の筆頭の議決に、二年ほど前でございますが、なつておるような状況でございます。

そうした国民的な要望もございましたので、政府としては、昨年財政当局に予算の折衝を行ない、今年の予算に所要経費五百万を計上いたしました、御承認をいただいたものとして、今回具体的な計画を進める第一着手として閣議決定をお願いした

次第でございます。

○受田委員 私は、その八月十五日という日も異議はないわけでございます。また、いまの局長の御説明のような趣旨であるとするならば異議はないわけです。特にこれが一方的な宗教行事でないということ、それから軍国主義の復活の要素などというこのみじんもないこと、平和を愛好してなくなれた人の霊を慰める、こういう趣旨のものであるならば、これは非常にけっこうだと思っております。ただ、この大事な戦没者の追悼式にあたって、これを一部の軍国主義者たちが悪用するおそれがあると思えます。これだけははっきりしていただかなければならない。かりそめにも英霊を冒瀆することのないように、純粋な気持ちで長い戦争の犠牲を受けられた方々の霊を慰め、またその遺族を励ますことになることだし、新しい平和国家をつくる基礎になる大事な式典であるということと終始していただきたい、このことを特に要望しておきたいのであります。

○山本(淺)政府委員 八月十五日を選びましたのも、われわれ日本国民が真の平和を獲得した日でございます。そういう日であえて選びましたので、御説のとおり、軍国主義の復活などというようなことはどうも考え得ないところでございます。しかし、大ぜいの国民の中には間違った考えを起すようなことがあってはたいへんでございますので、この戦没者の追悼式がただいま先生御指摘のような趣旨のものであることにつきましては、十分国民に周知の方途を尽くしたいと存じます。また各政党におかれましても、地方公共団体におかれましても、あるいは民間諸団体におかれましても、十分政府の意のありまるところをくんでいただくような御説明を今後続けたいと考えておりますので、この機会を借りましてよろしくお願いたいと存じます。政府の考えは、御指摘のとおり平和を祈るという気持ちに尽きるのでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

○受田委員 局長さん、あなたの御答弁であれば、非常に意義ある追悼式ができると思うのです。ただ、その日に右翼団体などが外で日の丸の旗を立ててある種のデモンストレーションなど行事をやってもらうと、これはその外部の一つの行事だけではない、追悼式に汚点が残ると思うのです。とかくありがちな危惧があるわけです。外部団体がこの追悼式場の周辺をめぐってピラをまき、軍国主義的な示威運動をやるということのないような、はっきりしたものをひとつ打ち立てて、ほんとうに静かな祈り、英霊のみたまを安らかに追悼するという式であるように、

平和国家としての大事な式典であるような御注意をあらゆる面に御努力を願わないと、その一事をもつてこの追悼式が非常に汚されるという危惧が一つあるわけです。これは関係各方面を十分理解せしめて間違いのないように、この式典を利用した別途の意図が示されないように努力をしていただくことを事前にお願いをしておきます。

(略)

【四二三】第四十三回国会衆議院内閣委員会議録第二十五号(昭和38年6月11日)

(発言者) 田口誠治(委員)

山本浅太郎(政府委員) 厚生

事務官(援護局

長)

【発言順。敬称略】

○田口(誠)委員(略)

順序が不同になりますが、先日の委員会ときに受田委員が質問されました、八月十五日に厚生省が主催して行なうところの戦没者の追悼式の関係でございます。受田先生の御質問に対して、援護局長の方からはきわめて明快な答弁がございまして、大かた政府のお考えになっておる点は読みとれたわけでございますが、なお、この問題について明確にしておかなければならない点がございしますので、補足的な質問になりますけれども、お伺いをいたしておきたいと思えます。

先日の委員会で受田先生から質問のありましたのは、八月の十五日という日にちを選んで、そうして全国の戦没者の追悼式を政府の行事として行なう、こういう点については、どういうような考えからそういう行事を行なうのかという質問に対しては、援護局長のほうから、特に八月十五日の日にちを選んだということは、これは日本の終戦の日である、言いかえれば日本の国民が平和をかちとった日であるから、この平和をかちとった日をトして、あの無謀な戦争の犠牲になつた軍人軍属、そのみならず内地、外地の民間の人にまで及んだ犠牲者の霊を慰める行事である、こういうような答弁があつたわけでございます。そこで、特にこの行事については、宗教的な儀式というようなものとは絶対に伴わないのだ、こういう点も明確にされておりますし、それからなお、日本の軍国主義の復活とかあるいは日本の再軍備の方向への要素をこから打ち出すというような考え方は毛頭ないのだ、この儀式を通じてますます日本の平和をこいねがう人たちの一つの行事といたしたい、こういうような内容のことが答弁されたわけでございますが、受田委員のほうから、なお、心配されて、政府はそういうような考え方でおつても、右翼の人たちがピラをまいたり、マイクを持つてきていろいろ軍国主義をおおりに立てるような行動をやったり、また、軍国主義者がいろいろな行動をやったり、自衛隊もそれ

に参列してさきげつつをする、こういうようなことがあつては、せつかくの政府の考え方が水のあわになるのだから、そういう点についてどうかという質問に対しては、右翼とか軍国主義者がピラをまいたり、あるいはマイクで呼びかけてするような行動をした場合には取り締まるということが、御回答の中にあつたように思うのですが、あとから二人で話してみまして、あの点は明確にそういうように答弁されたのか、それが好ましいというような答弁であつたのか、ちよつと不明確であつたので、私は、この際、そういうような行動のあつたときには完全に取り締まるという考え方でおられるかどうか、この点を承つておきたいと思うのです。

○山本(浅)政府委員 取り締まりは厚生省の所管でございますので、私も、先日申しましたように、今回の追悼式の趣意というものは、国民の各界各層の人々に十分誤解なく理解されるということをお願いして、これからまだ開催までに若干の日取りもございますので、そうした周知の方途を尽くしたいと考えております。当日は日比谷公会堂を予定してありますので、いろいろ自動車等も多い関係もございまして、警察当局には、そうした追悼式が行なわれるにふさわしい静謐な環境になることを期待して、必要な連絡を申し上げたいと存じますが、全国津々浦々の国民のいわば自由な運動として、いろいろな行事が場合によつたらあるかもわかりません。こういうものにつきましては、そうした集会が法で許されるものであるかどうかという点で、警察庁が自主的に判断して措置せられることであると存じますが、少なくとも当日式典の行なわれる日比谷公会堂の周辺につきましては、そうした静かな式が行なわれるように協力を各般に呼びかけ、また警察当局にもこれが期待されるような連絡をいたしたい、かように考えております。

○田口(誠)委員 取り締まりは警察のほうだから——この間御回答がありました内容を私どもが聞いておりまして、そういうような取り締まりをするというふうなお考え方があつても、事実それができるのかどうかというふうなことが疑問でありましたので、きょう確認をいたしたようなわけですが、いづれにいたしましても、取り締まりの点は警察であろうが、厚生省が主催してやるということ、すなわち政府主催であるから、政府が主催して最も意義あらしめようとするれば、それに水をかけられるような行動が国民の中で行なわれようとするならば、やはりこれは前もつてそういうことも予想に入れて、その対策に万全を期してもらつておかなければならないと思うのです。そ

ういう点で私は質問を申し上げたのですが、ただいまの御答弁では、警察のほうへそういう趣旨の御依頼をしておくから、自主的に、警察のほうでも適当な取り締まりをしてくれるだろうという期待をされているのですけれども、やはりこの点は政府として、はっきりとこういう場合にはこうするのだという線を打ち出して、取り締まりのほうへはやはり政府としてその点を通達をして、万全を期してもらわなければならないと思うのです。この点をひとつ明確にもう一度御答弁をいただきたい。

○山本(浅)政府委員 前回受田先生の御質問に對しまして、取り締まるということは私申し上げなかつたつもりでございます。あくまでこれは、ただいま仰せの通り、政府全体の主催として行なうものでございますから、警察庁も当然、厚生省からこの式の趣意を述べますれば、いま先生の御期待せられるような方向で善処されるものと私はかたく信じております。

○田口(誠)委員 きょう私がここで質問を申し上げることは、受田さんが先日質問されて、局長の方からお答えになつた点で、取り締まるとはっきり言われたのか、それともそういう要望にこたえて努力するというのか、不明確であつたので、私がやらなければあとから受田先生が確認されるのであつて、いづれにしても、その点を受田先生のほうからも心配されての質問であつたので、やはり政府としては、こういう行事を政府主催である以上、これに水をかけられるような行為がなされないように、完全に善処をしてもらわなければならないと思うのです。そういう面でも、単に警察当局に對して期待をしているというだけでは、私は、私はどうも納得ができないと思うわけなのですが、それ以上の答弁は局長さんとしてはむづかしいのですか。

○山本(浅)政府委員 善処いたしたいと思つて、すなわち、そういうような行為のあつたときには取り締まつてもらうというところでございますから、ひとつ念のためその点を申し上げて、確認しておきたいと思つて、それから、今度のこの追悼式というものは、旧軍人とか軍属とかいう人だけでなしに、内地、外地を問わず、戦争の犠牲になつた人たちが含めてということでございますので、私はそういう点で国民もよほど了解する点はあるかと思つて、ただ、ここでちよつとお聞きしたいと思つて、軍人軍属でなしに、内地、外地で犠牲になつた方の数はおよそどの程度になつておりますか。調査ができておりましたら、数字を説明していただきたいし、調査ができておりましたら、今後の考え方を聞かせ願ひたいと思つております。

○山本(浅)政府委員 外地で非命に倒れた者、これも、正確なとらえ方で数字を申し上げることは非常にむづかしいのでございますが、幸ひ引揚者給付金法という法律がございまして、この中で、外地で終戦後なくなつた人につきましても遺族給付金というのが出ております。そういう数字を基礎といたしまして考えますと、約三十万でございます。それから次に、内地で原爆その他の空襲等で被災してなくなつた人の数でございますが、これは全国戦災都市連盟で調べましたものによりまして、五十万でございます。一方、昭和二十三年、当時の経済安定本部が調べた数字が三十万と出ておりました、これは原爆についての取り扱ひが両者の間に違ふのではないかと思つてございまして、五十万または三十万という数字が出ておる。政府としては、その後これについて調査したものはございません。大体の感じを申し上げますと、五十万にやや近い数字ではないかというふうな推察いたしております。

○田口(誠)委員 合わせて八十万人が犠牲になつておるわけですが、聞くところによりまして、今度の行事には十名ずつ、十名の振り割りは、旧軍人、旧軍属の遺族の方が八名、その他の外地で犠牲になつた人の代表が一名、内地で犠牲になつた人の遺族の代表が一名、このうち、八・一・一という振り割りになつておるようでございます。それで、私は、この犠牲者の内容からいきまして、八・一・一という振り割りをいざなうことは、せつかく軍人、軍属だけでなしに、内地、外地を問わず、民間の犠牲になつた人も含めてというこの追悼式でございますから、やはりこの振り割い等からいきまして、いろいろと国民の中から賛否両論の出でる一つの理由にもなつておると思います。今年はその計画であるかと思つて、将来公平にこういうものをやるということになりますれば、こういう代表者の数というふうな点についても、公平な数字を出さなければならぬと思つております。この点は将来の問題として御考慮をいただく必要があつてと思つております。

それから、いまこの問題について賛否両論があるわけなのですが、この賛否両論の中には、先日来政府のほうから答弁のありましたような内容のことが十分に徹底されておらずに、反対をする人もあつてと思つて、また、その内容はわかつていても、どうもまだ心配な点があるし、理屈に合わないところがあるというので、反対の意思表示をする人もあると思つて、いづれにいたしましても、将来の問題としてこの問題を考えましたときに、政府は将来とも政府主催ということであらう

